

第百二十回 参議院農林水産委員会會議錄第十一号

平成三年四月二十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

三上 隆雄君

補欠選任
喜岡 淳君

四月二十五日

喜岡 淳君

補欠選任
三上 隆雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 博君

青木 幹雄君

北 修二君

谷本 巍君

細谷 昭雄君

井上 哲夫君

委員

大浜 方策君

鎌田 要人君

熊谷太三郎君

鈴木 貞敏君

高木 正明君

初村滝一郎君

星野 朋市君

本村 和喜君

上野 雄文君

大洲 綱子君

喜岡 淳君

菅野 久光君

三上 隆雄君

村沢 牧君

国務大臣

農林水産大臣

近藤 元次君

政府委員

農林水産大臣官房長

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

岩崎 充利君

農林水産技術会議事務局長

海野 研一君

事務局側

常任委員会専門員

片岡 光君

説明員

警察庁刑事局保安部少年課長

吉原 丈司君

参考人

日本中央競馬会理事長

渡邊 五郎君

地方競馬全国協会会長

大場 敏彦君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

の補欠として喜岡淳君が選任されました。

○委員長(吉川博君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本中央競馬会理事長渡邊五郎君及び地方競馬全国協会会長大場敏彦君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川博君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

○上野雄文君 私から最初に総括的なことについての質問をいたしたいと思ひます。

私は、競馬、競輪、競艇などやったことがない男でありまして、全く知らないと言つてもいいと思ひます。その男が質問をするわけでありまして、お教えをいただくような気持ちで御発言をいただければ大変ありがたいと思ひます。

それで最初に、競馬、競輪や競艇、こういうものを一括して公営ギャンブルというふうに言われておりますが、やっぱりギャンブルの一つなんだというふうに素直に思つていいと思つていられるんですけれども、そのところは今度の競馬法の改正を提案するに当たつてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、公営のギャンブルというのはどの辺まで許されるのか、こういうようなことについて、極めて初歩的なことなんですけれども、頭の中を整理するのにひとつわかりやすくお話をいただければありがたいなと思ひます。ですから、多少時間食つても結構ですから、まず局長からお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 現在の公営競技につきましては、私どもは中央競馬と地方競馬というところでやっておりますが、そのほかに競輪なり、モーターボートなり、オートレースという形の中で、全体として公営競技ということと今やつてい

るわけでございます。そういう状況の中で、確かに先生御指摘のように、これはそれぞれにきまつて、私どもで言えば勝馬投票券というものの発行が認められていて、これは一般的には刑法でいふような形でかけごと等は禁止されておりますが、その禁止されているものに對する例外ということで、公営競技という中で主体を限定された形、例えば特殊法人なり地方公共団体なりという中で、そういう特別の場合に、勝つた者に対する投票券というものが発売を認められて、それで今のような形での公営競技ということができてきているということでございます。

公営競技そのものにつきましてもかつてはいろいろ問題もあつたところございまして、そういう意味では非常に難しい時期もあつたわけでございますが、やはりいろいろな形でのそういう弊害的なものを除去しながら、かつそれぞれ努力もしてきた。例えば競馬でありますれば、明るい雰囲気づくりという形の中で努力してきまして、ただ、基本的に一番それを通じて重要なものは、公正確保をどう図つていくかということでございます。そういうことにつきましては馬主登録なり、調教師、騎手の免許等々、また他の公営競技でも同様な規制をしながら、そういう形での競技に参加する方々の資格をしっかりと厳格化すると

ということ、それからレースそのものも公正にやるという中で、その公正確保と、それぞれのレース内容をおもしろくするという中で、またファンのサービスというふうな中で今日来ているというふうな状態でございます。

○上野雄文君 この委員の中にも、かつて警察庁長官もおやりになってギャンブル取り締まりの頂点に立った人もいらっしゃるわけですね。今のお答えは、それが行われているから公正、それから明らかな雰囲気、もうそれはそれなりにわかるんですけれども、ギャンブルそのものについて、国が、地方公共団体がやるということについて、かつてのような議論はありませんけれども、これが社会的に必要なものであり、こうでありという素朴な私の質問に対するお答えではなくて、やるというふうな決まっていますんだから公正に明るい雰囲気というお話だけでは、ちょっと……。

そうすると、農業問題について我々の大先生であられて、今中央競馬会の理事長をお務めの渡邊さんから、実際にその職につかれてどういうふうなこのことを位置づけておられるのか、まあ先生の哲学的な物の考え方を私なんか教えていただければと思います。

○参考人(渡邊五郎君) 哲学というふうな恐れ多いようなことは申せませんが、私も昨年の六月から就任いたしました、最近の競馬の状況から御理解をいただきたいと思ひます。

競馬の制度としてのお話は局長からお話のあったとおりでございますが、やはりこれが特別に許された、特殊法人である私ども日本中央競馬会に中央競馬というところで刑法上の特例のかけことが任されているという、しかもある意味では独占的に任されているという形になっておるわけでございますが、従来こうした競馬をめぐる非常に暗い面と申しますか、いわゆる暴力団等が関与するとか、その他レースの施行自体が不正があるんじゃないかと、またここに参加されますファンの方も生活費までかけるような問題があるとか、いろいろこうした面を競馬の施行とともに

従来から言われたことはあるわけでございますけれども、最近ファン層なりが極めて変わって来ているんじゃないか。

特にここ一、二年の状況をお伝えいたしますと、かなり若い方々の御参加を得られておまして、これまでのファン層の方もいらつしやいますけれども、最近の入場人員の増加を見ますと、かなりそうした新しいファン層が多くお見えになるようになって来りました。具体的な数字で申しますと、昨年あたりの入場者の購買額は二〇%ほど伸びておりますけれども、入場者の一人当たりの購買額は前年よりも下がっているようなことで、比較的今までの馬券を買うと言われているような状況が違ひまして、こうした投票券を買うことによってレースに参加する、レース自体の中に感動を求めるといいますか、私から見ますとそういうふうな非常に健全な一つのレジャーとして競馬を楽しまうという傾向が最近顕著に見られるように存じます。

私もとしては、これからの競馬のあり方としてはそういうファン層を大事にいたしまして、こうした方向を助長すると申しますか、健全なレジャー産業として、当然かけごとは伴いますが、そういう方向でこれから進めてまいらなければならぬんじゃないか、このように思っております。

○上野雄文君 それでは、公営ギャンブルという言い方をされていることについて抵抗を感じますか、感じませんか、どうでしょう。

○参考人(渡邊五郎君) 率直に申しまして私どもとしては抵抗を感じております。

○上野雄文君 余暇開発センターというのが通産省の外郭団体にあるんですね。その白書を見ますと、明確に「公営ギャンブル」というふうに書いてあるんですね。局長はまだごらんになっていないですか。何かきのう九一年版が出たそうなんです。私はそれは見ていないんですが、九〇年版にはそういうふうに書いてあるんですね。

そうすると、どの辺までこういうものが社会的に認知されるというか、どの辺までいいのかな

というふうな目安みたいなものを描いていらつしやるのかどうか、競馬の発展というのは馬券が売れば発展するというふうに見ていないわけですか、その辺のこともひっくり返って教えていただければと思ひます。

○政府委員(岩崎光利君) 競馬そのものの歴史というのはかなり古いものがあります。例えば神事競馬というふうな形で賀茂の神社のくらべ馬とかそういう形の中から始まって来たような競馬から、例えば一八六一年、文久元年に横浜ホースレースというふうな形で初めて近代競馬が入ってきたというふうな形で、競馬につきましては馬というものと人のかかわり合いの中で、いろんな面で文化的なつながりもありながら今日の発展が生じてきたということではなからうかと思っております。

そういう形の中で今の競馬というものは、一つはやはり馬というものを通じながらいろんな形で、選抜とかそういうこともありますが、畜産振興ということが一つの大きな目的になって来たとともに、もう一つは国なり地方公共団体への財政寄与というふうなことが目的になっております。それとあわせましてもう一つ大きな目的をたしましては、国民大衆のために健全なレジャーを提供するということが極めて大きな目的というふうなことを、私どもこの三つの目的が競馬にあるというふうな考え方をいふような次第でございます。

そういう意味合いにおきまして一番重要なものは、先ほど申しましたように、一つはかけごととしての例外だというふうな形の中でいかにして公正を確保していくか、また大衆の方々におもしろい内容の充実したレース、また明るい雰囲気の中で見ていただくということがやっぱり一番重要なポイントになってくる、そういうことを念頭に置いて、そういうことを通じて競馬そのものも確実にファンの方々に定着させていきながら安定的な発展を求めるといふのが私たちの基本的な立場である、こういうことでございます。

たことになるわけですが、裏返してお尋ねをしたことになりました。

競馬に対する人気が高まり、特に女性ファンが物すごくふえてきたということが言われているわけですが、こういう状況になってきたことをどういうふうな受けとめておられるのかという点について端的にお考えをお述べいただければありがたいと思ひます。

○政府委員(岩崎光利君) 私ども、先ほど申しましたように、国民の一般の方々に楽しいレジャーを提供するということからいいますと、そういう女性の方々に来ていただけるということは非常に私どもとしてはありがたいことであるというふうな考え方をいふ次第でございます。

○上野雄文君 そこで、ちょっと古い話になって恐縮なんですけれども、競馬法の法制化の歴史をずっと、余り私だつてやる気がない男が見るわけですから、詳しく手続だのなんだのなんというところを見ようとしているわけではないんですね。法律の目的規定の仕方、そのことについてちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

最初に競馬法ができたのは大正十二年だということに聞きますが、そのときは手続みたいなことを決めることなんですか、馬の改良増殖それから馬事思想の普及を図ることを目的とする、民法第三十四条の法人にして、これこれの者は競馬をやれるというところから入っているんですね。それでその後、二十三年ですか、新しい競馬法ができて、二回ほどの改正が行われ、いずれも目的というところが明文化されていないように思ひます。

私は、いろいろ質問をするに当たってそのところを考へてみたんですが、大正十二年ということになると軍国主義華やかになるその前哨というか、日本では旧軍隊で馬をエンジンがわりに使っていたわけですからね、乗用車あるいはトラックと同じことだったでしょう。私も農家の生まれです。私から馬と一緒に一軒の家の中で暮らしてきまして、自分の家で飼っていた馬が徴発されていく

のも目の当たりにしました。だから、あのころは軍隊のためにということもありましたから、それが文書にあらわれるような書き方はしないんだらうと思うんですね。

それが戦後というふうに変わってきたのかなと思います。目的のところは何かはつきりしない、こうお見受けするんです。ただ、唯一、農水省の方で配っていたこのプリントですけれども、簡単な資料です。ね、「目的」というのが書いてあるんです。これ解説版だから、資料版だから伸び伸び書かれたのかな、こういうふうに思います。けれども、「競馬の健全な発展を図って、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与することを目的とする」というふうに、これはあなたの方で書いたわけですが、ああそうかと思っただけけれども、法律にないことをお書きになったのかな、こう思ったりしたんですが、考えれば考えるほど官僚の皆さんの頭のよさというのがここにあらわれているんだなというふうに思わざるを得ない、そういうのが私の感想なんです。決して押しつけようとは思いませんが。

このところが、やはり戦争中財政に寄与するというのは、たばこの問題でもそうだし、もつとさかのばれば、富国強兵のために始まったのが地租だと、こう言われている。いろんな金の集め方があった。そうすると、この辺の規定の仕方というものがいろいろ勘ぐってくるわけですが、そこではたと、国の財政や地方の財政に貢献をする、それが今度の改正でようやく畜産関係やなんかでなくて、もっと広く使えるというところまで今度提起をしたのかな、こういうふうに思うんですが、それはそういうふうにとめていいわけですか。

○政府委員(岩崎充利君) 競馬の目的は、先ほど申しましたように、一つは畜産の振興、それからもう一つは国、地方公共団体の財政への寄与、それからもう一つは国民大衆へのレジャーの提供というところにあるわけですが、競馬法そのものは、そういう競馬を行うための施行を決めた

法律というように形でございますので、特に競馬法そのものに目的は設けなかったということでございます。

ただ、先生御指摘のように、中央競馬会なり地方競馬全国協会がどういう目的のためにやるかというところは当然法律の中で決めておりまして、例えば日本中央競馬会法では、この法律は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するためにやるんだということを明記したわけでございます。今のような考え方をここで裏づけしている、こういうようなことでございます。

そういう形の中で、国庫納付金の使い方につきましても、従来、そういう目的のからいいますと、大宗は畜産振興、それから四分の一部分については社会保障、こういう形での使い方になっているわけでございますが、畜産をめぐります諸情勢につきましても、かなりこれから国際化の進展とか、体質強化を図らなければならないということとあわせて、いろんな形で後継者なり何なり、その担い手をどういう形で確保していくかというふうな非常に大きな問題等々もございまして、単に畜産振興事業だけに限らず、そういう畜産農家を含めた農山村の定住条件なりその他の畜産環境の整備等々も含めることが必要だ、そういう中で、今回単に畜産振興ということにとどめず、広げたような形で国庫納付金の使い方についてお願いしている、こういう次第でございます。

○上野雄文君 最初からお尋ねしているギャンブルと言われているものに対して、競馬をやるということについて、そうするとレジャーとして大変な広がりを見せてきたという現状にはあるけれども、やっぱり金もうけはばくちが一番手取り早いというふうな政府が考えているんだというふうな私には思ってもいいですか。大臣はいかがですか。

○国務大臣(近藤元次君) 結果としてそういうことになるとは、今現実に行われておるわけでありませうけれども、政府が金もうけのためにギャンブル

をやるというふうなことは歴史的に見てもないんじゃないだろうか、こう思っているわけでありませう。

先ほど局長からもあるいは競馬協会からも若干のお話があったけれども、そもそも日本よりもむしろ競馬の関係については世界的に歴史の古い国がたぶんございまして、日本では、横浜に文久元年に外人が馬を持ってきて競技をやったというふうなことから国内でスタートをしたようでありませう。

また地方競馬の生い立ちからすれば、お祭りなりあるいは神事なりで、それぞれの地方で、まあギャンブル性があつたかどうかはわかりませんが、人と馬との関係からいって積み上げなりかわり合いが出てきて、そう古い話を私も承知しているわけでもありませんし、今でもそんなに十分な知識はないわけでありませうから、その辺の経過から見ても、やはり競馬というふうなものは今まさにギャンブル性は持っておりますけれども、ギャンブル性で競馬場に行く人もあれば、スポーツの感覚で行く人もあれば、レジャーの感覚で行く人もあれば、娯楽性で行く、さまざまな感覚で競馬場に入る人たちが一千万人を越える、場外馬券も含めると、延べにして一億人の人たちが今競馬にかかわっておるといふ数字的な結果が出ておるわけでありませう。

まあ最低百円で、今楽しみなが、ギャンブル性にもまた興味を持ちながら、大衆娯楽的な感覚ではないのかな、せっかくそういうように広がりを見せたものを、いかにして公平で、明朗で、そしてそれを定着させていくかということが私どもの仕事でございまして、そこからの益金なり剰余金を目的にして競馬を施行しておるわけではないだらうというふうな判断をいたしておるわけでありませう。

○上野雄文君 大分もうかってきて、積み立ての方も五千五百億ぐらいになっている、こういうふう聞いております。それで、お金ができてきて、それが目的になつた面が使われていくとい

うのは非常に結構なことだらう、こう思うんですが。

私はかつて県会議員をやっているときに、予算審議で、特定財源、一般財源と、財源の内訳を示すという欄がありまして、教育費の中で特定財源費と書いてあるから、これは何だと聞いたたら、これは競馬です。栃木県の教育に競馬の益金を充てるというんじや何とも格好悪いんじやないか、財源を振りかえたらどうだというので、えらい騒ぎを起こしたこともあるんです。しかし、今度の湾岸戦争の金を出すあれじゃありませんが、札に色がついているわけじゃないんですから、区分すればいいだけの話だらうと思ふんです。

さて、今度の新たな分野で、大臣も局長も私もグリーンの羽根をくっつけております。ついこの間、林野の問題で、大変な状態にあるという議論をしたばかりでありまして、私ども林野の再建のためにみんなで一緒に協力しましょう、こういうことをここで議論をしたわけなんです。局長は林野庁にもおられて、大変山の問題にも取り組んでこられた方ですね。今度、競馬担当の主管の局長として、何かその面で活用できるというふうなことをお考えになったことがありませうか。

○国務大臣(近藤元次君) 私からちょっと答弁させていただきます。

競馬の剰余金、積立金が五千億ある中の現ナマは二千億ぐらいでありますので、そのところはもうおわかりであらうと思ひますけれども、今回の法改正によって森林そのものにどうできるかというところの具体的なものは今ございませうけれども、山村を整備するということのようなことのかかわり合いはぜひやらせていただきたいな、こう念頭に置いておるわけでありませう。

○政府委員(岩崎充利君) 大臣の御答弁どおりでございます。若千事務的に補足させていただきますと、今回二十条の四項の二号で、「農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であ

つて畜産の振興に資すると認められるもの」ということを規定いたしておりました。こういう形の中で、今大臣がおっしゃいましたような点を踏まえて、私どもとしても十分検討していきたいというふうに考えて次第でございます。

○上野雄文君 ひとつそういう分野にも活用できるようにぜひ御努力をお願いしたいというふうに思っています。

さて、レジャーとして定着してこれだけの広がりを見せたもの、ギャンブルだ何だと私も前段いろいろなことをお尋ねしましたが、こんなものはやめた方がいいんだなということでおっしゃっているわけではないのであります。これはまた大変次元の低いところの話になりますが、開催日以外にもよその競馬場でやっている競馬の馬券を発売する、いわゆる場外馬券、この競馬場を開放しているときに一般席だけだと、指定席だった開放したっていいんじゃないんですかというファンの声も私どもの耳に届いてきているわけですから、どうも、こういうことについてはどういうふうに対処されようとお尋ねしますか。

○政府委員(岩崎充利君) あつては中央競馬会の理事長の方がよろしいかとも思いますが、場外発売時の競馬場の指定席の開放問題につきましては、現在指定席の一部を開放して場外発売を行っている競馬場もありますが、ただ施設の維持管理面とか投票整理関係の従事員の確保等の問題がいろいろある。そういう問題を解決されれば、各競馬場の状況に応じて今後さらに開放エリアを広げるというような形でファンの要望に可能な限りこたえて、ファンサービスの向上に努めたいというふうに思っております。

○上野雄文君 理事長はどうお考えですか。
○参考人(渡邊五郎君) ただいま局長がお答えされたとおりでございますが、私の方から具体的に言いますと、現在私ども競馬場十場ございます。ここで非開催の場外といたしまして開放いたしておりますのでございますが、指定席エリアを活用して

いるのは十場のうち七場でこういうことをしていただくわけでございます。お話のございました点についてもできるだけ前向きに検討させていただきたいと思っております。

多少私どもの事情を申し上げて申しわけございませんが、やはりその場合に売り場なりを開かなくちゃならないかどうか、そのための要員の確保等いろいろありまして、多少御不便をかけている面があるかと思っておりますが、それぞれ個々の事情に即して私どもも検討させていただきたいと存じます。

○上野雄文君 最後に、中央競馬と地方競馬、私もかつて小山に場外馬券場ができたときと、宇都宮と足利の競馬をめたためにできてしまったというんでかみつきまして、小山場外馬券場をつくるというのを粉碎した経験を、まあ馬の話ですから飛びましたといいますが、そういう経験を持っておりますが、やはり中央と地方、このおたぐでくれた資料を見ましても、人員でいったり馬の数でいったり地方の方が圧倒的に多いんですね。調教師の数にしてみても中央が二百二十三、地方が九百八十八、厩務員は四千六百五が地方、中央が二千七百二十二、馬の数にしても中央が六千五百五十六、地方が二万二千九百五十七。これは地方というものを相当大事にしないと中央競馬会だつてうまく行きつこないんじゃないか、こういうふうには私思いますが、相当な気配りをされていくことについて、中央、地方をうまくやっていくことについての決意をお聞かせいただいて、私の質問を喜岡委員にバトンタッチいたします。

○政府委員(岩崎充利君) 先生今御指摘のように、非常に地方競馬のウェイトというのは大きいし、役割を果たすことも大きいというふうに考えている次第でございます。また地方競馬、中央競馬を通じて馬資源なり人も共有する部分というのがあるわけでございます。私どもは中央、地方を通じて共存共栄という立場から十分指導してまいりたい。地方競馬そのものに対して、これは

本来自助努力ということでございますが、地方競馬そのものという点でも、いろいろな形でみずからやる部分についても限度があるということとで、今回の法律改正の中にもいろいろな形で地方間でも交流ができるというように考えまして、県間の委託も認めるような法律改正をやっておりまして、また地金協に対する交付金率につきましても現状に合わせるような改正もいたしておりますというふうな中で今回やっております。

それとあわせて、中央、地方を通じて、今場外売り場の問題とか、中央と地方の交流とか、そういうことも含めまして、これから十分両者話し合いをさせていかなければ、ともに栄えるような形で私どもとしても十分指導してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○上野雄文君 ありがとうございます。

【資料配付】

○喜岡淳君 おはようございます。きょうは、日本中央競馬会の渡邊理事長にはありがとうございます。

それでは私は、日本中央競馬会が高松市の田村町に予定しております場外馬券売り場について質問したいと思っております。委員の皆さん方のお手元にはこういった地図を配らせていただきましたので、ぜひ見ていただきたいと思います。

この地域は、香川県内においても文教施設が最も集中したところであり、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高専、養護学校、福祉医療施設、療養施設、こういったものが集中してございます。また、予定地のすぐ目と鼻の先には中学校がありますが、この中学校については既に香川県教育委員会の方から青少年健全育成モデル中学校としての指定が行われております。高松市の方からも緊急指導対策校ということで非行防止の取り組みが長年にわたって行われておる、そういった地域であります。既に地元のPTAとか教育委員会などは教育困難校と言われている学校であるということも挽回するために、警察やPTA、学校、育成会が一体となってこの地域の

パトロールなどを行っておる極めて教育環境の深刻な地域であります。そこに中央競馬会の方が場外馬券売り場を予定しておるものですから、当然地元の教育団体は猛反対をいたしております。二万八千名を超える署名が皆様方の方に既に届いております。そこで、高松市長も非常に心配をしております。この建設予定については私は反対だという反対の意思表明を去る三月二十四日に行ったということについても、中央競馬会では御承知のことと思っております。

そこで、まず最初にお尋ねしたいんですが、中央競馬会が場外馬券売り場を設置する際の設置基準といいますが、農水省の方は申請が上がってくればチェックをするんでしょうが、その際いかなる基準でもって場外馬券売り場の審査を行われるんでしょうか。設置の基準についてお聞かせください。

○参考人(渡邊五郎君) 私ども、監督官庁であります農水省畜産局の方の御指導の方針に従いまして、特に地元との調整、具体的には、市の場合でございますと周辺町内会の同意、それから警察の協議、そのほか私どもの手統として建築許可申請なりがパスしていること、こうしたことが必要な条件と考えております。

○喜岡淳君 少し大きい声で御発言いただきたいという皆さんの御希望ですので、お願いいたします。

そもそも、地元の同意を必要とする理由は何でしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) やはり私どもからいたしますと、場外発売所を設けますと、特定日でございますが、開催日が土曜、日曜が中心でございますが、相当の人数がある。また、これに伴います各種の影響がその地元、地域に影響するということもございまして、私どもとしては町内会等の御意見を十分に承らなかならない、こう考えております。

○喜岡淳君 地元の同意を得るという問題ですが、地元の同意ということとは、具体的に町内会と

いうふうにおっしゃいましたが、どうして町内会をもつて地元同意とイコールになるんでしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) 私ども、やはり地元を代表した総合的な御意見は町内会をもつて代表させていたで、このように考えておるわけでございます。

○喜岡淳君 今のお話では、させていただくことにしておると。極めて任意的な問題ですね。これ、確認しておきたいと思ひます。

それでは、これまでの国会答弁を調べてみますと、設置の基準について非常に矛盾を感じます。町内に設置する場合は町村長の同意を得る。市につく場合は関係町内会、まあいわゆる自治会となつておるわけですね。町村長たら町村長さんの同意を得なければ地元の同意にならないのに、市の場合ならば自治会長さん、これどういうことでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 地元の同意をとるということにいたしておりますが、その地域において当該場外馬券場が地元を受け入れられるかどうか、こういうことが一つのポイントだということに思っております。私どもは、そのときにはそこに住んでいる住民の方々を対象とするということが適当ではないかということでございます。そういうことを考えた場合に、町村の場合にはやはり当該町村を一体的なものとしてとらえられるということでございますので町村長ということでございますが、それを越えるような形での市の場合には、市全体ということよりも、むしろ場外施設設置の影響の及ぶ範囲ということ念頭に置きまして、地域住民を代表しておられます町内会なり町内会長の同意ということが一番よろしいんではないかということ、市にありましては影響の及ぶところの町内会長ということにいたしておる次第でございます。

○喜岡淳君 それは絶対僕は説得力はないと思うんですね。高松市の面積より広い町村はいっぱいあるんですよ。ですから、そういう取つてつけた

ような説得力のない答弁はぜひ私はやめていただきたいと思うんです。高松市より広い面積の町村はいっぱいありますよ。

影響の及ぶ範囲というふうに今局長さんはおっしゃいました。じゃ具体的に影響が及ぶという問題について後から聞きますけれども、その前にもう一つだけ教えてください。

町村長の首長さん、高松市なら市長さん、こういった首長の方は住民の全員から選挙をもつて選ばれた法的裏づけのある全体の代表者です。明確な代表です。自治会というのは極めて任意な団体であつて、自治会に加盟しようが加盟しないが勝手なんです。行政組織じゃないんですから。そういった一任意団体と公的な代表をもつてもくそも一緒にするようなことは、私は論理的に筋の通らない、法的根拠はないものだろうと思ひます。が、そういうふうな理解でいいですか。

○政府委員(岩崎充利君) もちろん市なり市議会等々のそういう御意見等々について私ども十分承つていくことにいたしておりますが、ただいま申しましたように、地元で受け入れ可能かどうかというこの判断といたしましては、やはりその当該施設があります地元の地域住民の方々ということで、その影響の及ぶ範囲での町内会長の同意ということにいたしておる次第でございます。

○喜岡淳君 もう少し委員の方からも説得力のある論理を展開するように注意してください。そうしたら聞きますが、影響の及ぶ範囲というふうにおっしゃいました。じゃ、場外馬券売り場の設置の際に影響を受ける自治会、受けない自治会、この間の線引きはいかなる科学的な根拠をもつてされておるんですか。説得力のあるように言うてください。

○政府委員(岩崎充利君) 地元同意の対象範囲は影響を受けると思われる町内会ということでございますが、当該場外馬券売り場を設置することによりまして人なり車等の動きによる影響等々も考慮しながら、一つは場外馬券売り場と主たる公共交通機関との関係だと思ひます。それから、設

置予定地周辺の立地条件、これは道路とか河川による遮へい度とか、そういうようなこともありますが。それから、場外施設の規模がどのくらいになるか、場外施設の内容、これはまた駐車場なり駐輪場の設置位置等々の範囲というように念頭に置きながらやっておるわけでございますが、その範囲が区々であるというようにことから設置承認申請が出された場合には、地元同意の対象範囲につきましては、そういう形で特に審査基準を設けて判断しているということではなくて、個々の事例に応じて判断をいたしておるということでございます。

○喜岡淳君 それでは、具体的に高松の場合についてお尋ねをいたします。ケース・バイ・ケースということですから、このケースでお尋ねしたいというふうに思ひます。お手元に今地図を配らせていただきましたが、どのあたりが影響の予想される地域というふうにお考えでしょうか。このお手元に配った地図で具体的に言つてください。しかも、その影響はいかなるものなのか教えてください。

○政府委員(岩崎充利君) 実は高松につきましては私もまだ承認申請を受けてございませぬので、私の方から今コメントするということとは差し控えてさせていただきますというふうに思ひます。

○喜岡淳君 そういう時間稼ぎになるようなことはやめてください。意味がないことですからね。中央競馬会は、既に地元の同意をとったと先般の決算委員会でもおっしゃいましたし、衆議院の分科会でもおっしゃいました。したがって、地元の同意を得たというところは影響を受ける当該自治会ということでしょうか、そこは果たしてどこでしょうか。教えてください。

○参考人(渡邊五郎君) 私の方、予定地に場外発売所ができた場合の来場動向等も勘案しまして、私どもから申し上げられますのは、場外設置予定地の町内会、それに設置場所予定地に隣接します町内会を範囲として同意を申請者がとられました。

○喜岡淳君 この地図でいいますと具体的にどういうことになりましょうか。丸で囲んだ数字が自治会です。予定地の地元というの①というところまで理解していいでしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) この図面を言えば予定地のところが①となると思ひますが、大変恐縮でございますが、私どもこの種の同意をとりまします際に、町内会にはかねてから御迷惑をかけてはいけないうこと、具体的な町内会の名前は公表を差し控えていただいております。この予定地を中心にして六町内会からいただいております。

○喜岡淳君 プライバシーのことがあるだろうというところでしようが、今おっしゃった中に、予定地①、いわゆる中川原北自治会が入るといふのは今理事長の御答弁でした。この中川原北自治会については確かに賛成の同意もしておりますが、同時に反対の意思表明をされておるわけでありまして、ダブリ地区として認められております。そういう事実が一つ。

それからもう一つですが、六つの自治会が賛成をしておるとおっしゃいました。六つの自治会といふのはどこかといふと、この田村町を中学校校区とする鶴尾校区全域の中言え六つの自治会が賛成しておるんです。したがって、今の理事長のお話からいいますと、鶴尾校区全域が影響を受ける地域ということになるわけですね。六つが賛成しておる、当該地区の同意を得ておるということですからね。六つの自治会といふのは、鶴尾校区全体の中で賛成しておるところ、六つが賛成をしておるといふことですから、当然鶴尾校区全体が影響を受ける対象地区ということなんです。

そこで、私は鶴尾校区の五十八自治会全部を調べましたが、五十八自治会の中で反対をしておるのも五十一自治会あるというところは御承知でしょうか、賛成しておるの六自治会、あなたのおっしゃったとおりです。

○参考人(渡邊五郎君) 私の方から申し上げますけれども、私どもは鶴尾校区という観点から今回

の同意の範囲とはいはしてありません。

それから、私も申し上げました予定地を中心にして、自治会と申しますか、町内会の数でございませうけれども、多少私も申しますと、それほど校区内のような広範囲には至ってありません。

○喜岡淳君 それでは、六つの自治会は賛成しておるとおっしゃいましたが、じゃ、どこでしょう、その六つというのは、鶴尾校区全体でないといふんでしょ。私も調査では鶴尾校区全体で調べて六つあるんですよ、賛成が。合わないじゃないですか。じゃ、どこですか、その六つは。

○参考人(渡邊五郎君) 先ほど来御説明しておりますように、予定地の町内会、予定地に隣接します町内会六つ。具体的な町名は先ほど申しましたように控えさせていただきたいと思ひます。

○喜岡淳君 何回も同じことを聞きますが、二つの問題を整理してください。

一つは、予定地、これだけいけば①自治会ということでしょうが、ここは賛成と同時に反対の方にも印鑑を押しておるという事実を御承知ですか、これ一つ。

もう一つは、六つの自治会について名前が言えないとおっしゃいますが、私は六つの自治会がどこかというのを言っていたかなければ影響が及ぶ範囲が一体どこなのかというのがわからないわけですね。この二つをぜひ整理してください。

○参考人(渡邊五郎君) 私も同意はとりましたけれども、全員同意、全員が賛成の印を押したというふうには理解しておりません。中には御反対の方がいるかと思ひますけれども、町会長なりが代表いたしました町内会としての賛成をされたというふうなことで理解しております。そういうことはあります、それから町名等については控えさせていただきます。

○喜岡淳君 中には賛成の人もあり反対の人もありということでおっしゃいましたね。だから、自治会の同意をもって地域の同意としてはならないということが今はっきりしたと思ひますよ。地

域の中に反対しておる人もおるんだと今理事長はおっしゃったじゃないですか。だから、町内会の同意をもって地区住民全体の総意だとすることは無理があるというのが今の答弁で私は明らかになつたと思ひます。

そこで、地区住民の中には賛成も反対もおると、そこを十把一からげに自治会でまとめようとするから無理が起きるんであつて、今も言いましたように、町村に行けば町村長の承認を得なければいけないことになつておるわけですよ。高松市の場合だったら市議会か、あるいは市長ということになるでしょうね。岡山の場合だって地元の町内会が賛成したけれども、市議会が反対したということでもやめましたね。高松の場合だって地元は賛成も反対もある、しかし賛成でくつてしまおうとされておるようですが、市長は反対表明をいたしておられます。この問題についてはどういふうに受けとめられますか。

○参考人(渡邊五郎君) ちょっと前段について誤解されたと困りますが、反対もあり得るということとは、当然一つの集団の中でございませう。ただ、集団全体を町内会の総意としては賛成であるといふふうには私も受けとめておるのでございませう。で、仮に町村の場合でも、町村長が賛成されても町村内に反対の方がいるのは当然だろうと思ひます。そうしたことはあらゆる事業関係ではよくあることだと理解しております。

それから、市長さんが選挙期間中に否定的な発言をされたような報道を私も聞いておりますが、その後、私もとしては、仄聞するところによりますと、市長さんが従来と変わっていないといふようなお話をしたということも伝えられておりますので、まだ私も市長さんの方から公式的に反対というふうな御意見を承っております。

○喜岡淳君 もう一度整理しておきますが、賛成の人もあつた、反対の人もあつただろうと、しかし総意としては賛成だとおっしゃいました。じゃ、賛成した自治会を一つ具体的に挙げて、そのときの住民数は何人だ、自治会には全員入っ

ておるのか入っていないのか、自治会の総会を開いたときに何人が賛成したのか、何人が反対したのか、そういうことを言ってくれないと納得できないじゃないですか。そもそも自治会の成立案件という手続は明確なものはあるんですか、総意としてと言ひければいい。

○参考人(渡邊五郎君) これは直接には私も同意をとったわけではございませう。申請者であります方の方でこれ同意をとっておるわけでございます。

具体的に申し上げますれば、規約のある町内会では規約に基づいて、会員の投票によりまして賛否を問うて同意を決めたということでございます。

では、規約のない場合でございませうけれども、会長が説明会を開き、本会からも説明に行きまして理解を深め、会長が会員の賛否を問うた後に同意書に連署したケースもございませう。会長が数回の寄り合いを開きまして、会員の意見を確認して会長名で同意書に署名された、こういうふうなケース、それぞれの町内会によって異なつてはおりますけれども、私も同意はとられたと、このううふうには理解しております。

○喜岡淳君 今までのお話をずっと聞いておつても、同意は得ておるといふことで強引に押し切ろうという姿勢がよくわかりましたけれども、私は、こういった場外馬券売り場をめぐる各地でいろいろなトラブルが起る理由は何かと考えましたときに、これは明確な基準というものが、だれの目にも納得できるようなはっきりした基準がないといふところが問題ではないかといふふうに思ひます。

そこで、大変失礼ですが大臣にお聞きしたいと思ひますが、そういう意味では客観的な何か基準というものの、新しい基準というものについてぜひ検討をする必要があるのではないかと、このううふうには思ひますが、その点どうでしょう、大変失礼な話で悪いですが。

○国務大臣(近藤元次君) 一般的には場外設置に

ついては私もまだ一度も許可した手続を経験したことはございませうけれども、従来から今局長や理事長の答弁したような傾向を進めてきておるような状況であります。

今回の高松の問題については、まだ承認申請も上がっておりませんし、今お話を聞いて、町村の場合は町村長の同意を求め、あるいは市の場合にはまた町内会というふうなことで手続を今日まで内規でやってきたようでありませうけれども、市長さんの発言もございませうので、町村長の同意を町村に求めるとすれば、町内会の同意で、市長がまたそれなりの発言をしておるとすればそれは確認をさせていただいて、許可をする場合の大変重要な影響を持つ発言だと、こう理解をいたしておるわけでありませう。一般的にはそういう手続上の問題については今後一つの基準的なものは検討しておく必要があるだろうといふことを衆議院の段階から今日また私も念頭に置いておるところであります。

○喜岡淳君 大臣には初体験ということになるかと思ひますので、ぜひひとつ新しい基準をつくつて、高松の問題についても新しい明確な基準ができるまでは承認することのないようにひとつよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。ひとつそれについてお願いをしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(近藤元次君) 基準を設けると高松のと一緒になるかどうかといふことをまだ私もここで答弁をする準備もいたしておりませんが、高松の問題がいつ申請が出てくるかといふことでございまして、基準を設ける期間の間に出てくるものはそれなりに、先ほど申し上げたように市長さん等の発言等があるとすればそういうものを重要な参考にして処理をさせていただきたい、こう考えております。

○喜岡淳君 最後にお願ひがあります。ぜひこの地域の予定地は馬券売り場というのではなくて、馬事公苑とか乗馬クラブとか、そういった文教的な健康な施設に変えていただいて、地

域のイメージアップのために中央競馬会もぜひ農水省と一緒に検討していただきますようお願いをしまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○細谷昭雄君 私は法案に沿うていろいろ質問をしたいと思ひます。

まず最初に、日本中央競馬会法は昭和二十九年の制定以来この法律が変わっていません。競馬法もまた昭和三十三年の改定以来大体三十年、そういう長い間改正がなかったわけでありすが、こういうふうな長い間改正がなかったという理由は何かでしょうか。これは大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(近藤元次君) 今委員から御発言のありましたように、競馬関係法を見ると、競馬法は昭和三十三年以来、日本中央競馬会法は昭和二十九年の法律制度ができてから、実質的に大きな改正が行われておりませんでして、当時の競馬をめぐる事情を背景にした法制度のままとなっており、今日の事情にそぐわない点が見られるところが一点であります。

これまでも種々検討はしていただいておりますが、関係者の間での意見の一致が見られず、法律改正案としてまとめることができなかったように承っております。

ところで、最近の競馬をめぐる事情は、先ほどからお話のようになりますように、ファンの数が増加し、とりわけ若年層や女性層にも拡大されるような状況になってまいりまして、質的にもこのような状況から変貌をしてまいりましたし、また経済社会的な位置づけは相当に大きなものとなつてきておるわけでありまして、このような競馬を取り巻く状況にかんがみて、競馬を長期的に安定した大衆的なものに発展をさせていきたい。その意味では公正な実施をすることが何よりも国民全体の信頼を回復し得るものだ、こう思つておるわけでありまして、競馬の実施によつて生ずる益金を国民の利益に資するように、有効に活用するための措置を講ずることを今回の競馬法及び日本

中央競馬会法の一部を改正する法律案に盛り込ませていただいて、提出をさせていただいたわけでありまして。

○細谷昭雄君 今や日本競馬そのものは、中央競馬会法は三兆円産業というふうになつておられるほどの大変なもう膨張をしたわけでありまして、これは新日鉄の年間業績と同じ産業だということでありまして。しかも従業員といふか、これはもう十分の一程度、一五〇程度で、新日鉄の。したがって、大変な巨大産業といふふうになつておるわけでありまして、問題は、先ほど上野委員からのお話がありましたが、政策目的、この中央競馬会の政策目的は第一条に挙げてありますが、これを要する必要があるといふのは時代おくれではないのかと、もうどうなんですか、ファン層も非常に多いからこれはほとんど老後の社会福祉に回せといふふうな議論といふのが行われておるといふ実情もございまして。

私たちがしましては、この中央競馬会の政策目的は広い意味の畜産農業という振興に資するべきだといふ、今回の改正でも変わらないわけでありまして、今後こういうふうな畜産振興を中心とした政策目的を堅持するかどうか、この姿勢について、大臣のお考えを聞きたいというふうに思ひます。

○国務大臣(近藤元次君) せっかくこれだけの大衆の皆さん方が余暇やレジャーや生活環境から、若年層、女性層まで大衆化をしていただいたので、まずこれを安定させることが何よりも大事なことで、こう思つておるわけでありまして、それゆゑに公正な競技を行なう必要があらうということが大原則であらう、こう思ひます。層が大変家族制になつてまいりましたので、明るい雰囲気をつくつていくといふようなことに常々心がけてきておるわけでありまして、その結果として、競馬から出てくる益金については当然のことながら馬の改良、増殖には第一義的に努めていかなきゃならぬことであると思ひますし、あわせて畜産振興といふこ

とは充足当時から念頭に置いてきた事業でありましてから第一の事業、こう考えておるわけでありまして。

そのほかに、国民大衆化をしてまいりましたので、国民全体的にもまたその益金が利益を受けるようにさせていただきたいと思ひますが、将来は将来としても、また、農村や山村におけるところの間の接的な畜産振興といふことに少し枠を広げさせていただきたい、こういう関係で今回法律に盛り込ませていただいたわけでありまして。

○細谷昭雄君 次に、今回の改正の眼目が公正確保の措置についてだったといふふうに思ひますが、その際、例えば馬主の登録、調教師や騎手の免許、こういったものが改正になり、しかも取り消しができるといふふうな一つの措置をとつたわけでございますが、最近多くなつております法人馬主、とりわけクラブ法人馬主、これの登録問題といふのがいろいろございまして。そこで、このようなクラブ法人に対してどういふふうな対応をされるつもりなのか。

もう一つは、これはいろいろ審査会その他設けられるわけでありまして、どういふ馬主を排除するか、どういふ調教師やどういふ騎手ではだめなのか、その排除する一つの問題があるかと思ひます。これは平たく言いますと暴力団関係はもう締め出すといふことだと思ひますが、これは法律の中にはありませんけれども、例えば施行規則とか、中央競馬会の内規の問題とか、ないしは審査会の何かに明文化する必要があるんじゃないかなというふうに思ひますけれども、この省令その他で暴力団の排除ができるような明示をするのかどうか、これもあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) いわゆるクラブ法人馬主を登録するに当たりましての審査は、これはまた一般の法人馬主と同様に扱つておる。欠格事由との関係でいいますと法人の代表者、また役員について欠格事由が該当の有無を判断しておるということでございます。

今回の馬主登録制度の改善を行うに当たりましては、馬主登録の欠格事由を追加いたしました登録要件の厳格化を図るということとともに、抹消規定を新たに設ける、また手続面でも一層客観的な立場から公正な判断ができますように、競馬会内部に新たに審査会を設置いたしました。その意見を聞いて馬主登録を行うということでございます。クラブ法人につきましても他の法人馬主と同様に、従来以上に厳正な審査が行われるということになります。これにつきましては、当然省令で、馬主関係につきましても先ほど先生が御指摘になりましたような、集団的あるいは常習的に暴力的不法行為等々を行うような者も加えまして欠格事由という形にしたいといふふうに考えている次第でございます。

それから、特にクラブ法人の場合には、ほかの法人と違ひますのが愛馬会といふのがございまして、愛馬会とクラブ法人との関係、また愛馬会の中での愛馬会と会員との関係といふような形で行つておるけれども、これはどういふ形でございますが、私どもとしてはその愛馬会の適正な運営と会員の保護の観点から、クラブ法人に対しては指導に従う旨を記載した誓約書の提出なり、愛馬会と会員との間の規約の整備とか提出、あるいはクラブ法人と愛馬会との間の出資契約書の整備、提出、あるいは会員募集なりパンフレット等の提出といふことを指導したところでございまして。

さらに、今後におきましては、そのような指導に加えて、馬主登録の拒絶要件に該当するような者が愛馬会の会員に含まれることのないよう指導してまいりたいといふふうに考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 問題は、今後これから設けられ審査会。これ審査会といふのは、恐らく今後競馬に対する国民の信頼のなめになつていくんじゃないか、こんなふうな思ひ方でございます。七名構成、しかも大臣の任命ということになつておりますが、要するに任命の方針、どういふ層からどう

いう形でこれを選ぶのか。人格的にも、それから意見の上でも、本場に公平な各界のあれを網羅したということではなければならぬと思うんですが、その方針についてひとつ明示いただきたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 審査会の委員でございしますが、学識経験を有する者のうちから農林水産大臣が任命するということになっております。これが競馬の公正確保のために行政処分に当たります行為について審査するものであるということから、当然競馬の施行について直接の利害関係を有しない者であることは最低の条件だということに思ひておりますが、また先生御指摘の点も踏まえつつ、具体的には、例えば法律について専門的知識を有する法曹関係の方々とか、それから公営競技において公正確保に知識と経験を有する方とか、あるいは競馬の実務についての専門的知識を有する者等々の中から考えていきたいというふうに考へております次第でございします。

○細谷昭雄君 これは非常に難しいと思ひますので、十分これは国民が納得のいくような人選をしてもらいたいというふうに思ひます。強く要望しておきたいと思ひます。

それで、これは中央競馬会に設置するということになっておりますが、地方競馬はどうされますか。

○政府委員(岩崎充利君) 実は地方競馬全国協会は、競馬の施行者とは別に、全国団体としてまさに馬主の登録なり調教師とかあるいはその他の免許を行うためにつくれた団体でございまして、地方競馬全国協会が従来どおり行ひ、こういうこととでございします。

ただ、先ほど申しましたように、馬主の登録のそういう要件の厳格化というものは当然、中央、地方を問わずかぶつてくることとでございします。

○細谷昭雄君 いや、私が言ひますのは、今回公正措置としてこの中央競馬会にわざわざ審査会を設ける、こういうんですね。しかし、協会そのものは審査会じゃないと思ひますよ。したがって

て、地方競馬の協会にも、そういう免許登録その他取り消しを含めまして、中央の審査会と同じようなものを置くつもりはないのか。

○政府委員(岩崎充利君) 中央競馬会の場合は、中央競馬会自身が競馬の施行という現実的な業務と、それからもう一つは馬主登録なり調教師の免許等々のそういう公権力的な処分というものをやる業務とあわせて実施してきて今日に至つてきておるといふことでございしますので、そのうちの公権力的な行政処分にあたるようなものにつきましては、やはり手続の公正等々を明確にすることが必要だといふことで今回審査会を設けたということとでございします。

他方、地方競馬におきましては、地方競馬の主催者は県なりそれから特定市町村、こういうことでございしますが、そういう形とは別に、そういう処分的なものは地方競馬全国協会が従来からやっておるといふことで主体が違ふというふうなこともありまして、地全協には特にこれは設けなくても従来からやっていると十分公正確保が図られるというふうに考へておる次第でございします。

○細谷昭雄君 地方競馬自体もますますそういうふうなことが求められると思ひますので、十二分に協会が機能を果たすようにひとつ指導をお願いしたいというふうに特につけ加えてお願いしたいと思ひます。

次に、理事長にお聞きしたいと思ひますが、中央競馬というものは内既制度のもとに運営されておるといふことであります。この既舎の貸し付けがどうも最近固定化してある。特定の調教師が物すごく大きな力を持つてきている。もう馬主なんか全然問題にならない。そういう点で大変前近代的な雇用関係のもとに既務員とか調教師とか、そういう親方、子方という関係、徒弟制度みたいなそんな形のものもまだ残つておるといふふうに言われておるわけでありまして。本当かどうか私も十分に通過しているわけじゃないんですが、問題は直接馬を取り扱つておる既務員という皆さん方がそ

の労働条件なり労使関係なりで明るくなくちゃいけないと思ひます。そういう労使関係が暗いということでは競馬全体を暗くするというところになりかねない。したがって、この内既制度のもとで調教師の固定化、これを防ぐためにどういう措置をとるのか。それからこういう労使関係を近代化するためにどういう指導をするのか、この点について日本競馬会のお考え方、それから指導の方針、こういうことを承りたいと思ひます。

○参考人(渡邊五郎君) ただいま先生御指摘のよう、中央競馬会では内既制度ということと、東西両トレンセンに集中管理するような形態をとりまして、それはそれなりに意義があつたかと思ひますが、同時にこの内既制度の中でいろいろレギュレーションも限られ、競馬場も限られますと当然馬数がふえてくる、そういう状況から調教師が馬主さんよりも優位的な立場に立つというふうなうわさは私どももよく聞きますし、またそこに競争原理が働かないんじゃないか、活性化してないというふうな問題も最近よく議論になるようになってまいりました。私もどなたも、具体的にこの問題については現在メリットシステムの導入というふうな形でもっと既舎数を弾力的に扱うようなことと、既に調教師の定年制等の導入等もいたしまして、預託頭数の制限等もいたしておられます。

今後の問題としては、場合によっては一部外既制の導入等も考慮していかなければならないんじゃないかというふうなことで、これは恐らく法律問題じゃございしませんので、改正法を踏まえまして私も今後取り組みまなかならない運営上の一番大きな問題だと思つております。

労使関係の問題につきましては、徒弟制度とおっしゃいましたけれども、従来に比べますとかなりそういう点は変わつてはきているかと思ひます。既舎の中でも非常にそうした関係が良好なものもありますけれども、おっしゃる通りに必ずしもそういう状況でないというところもございします。

私ども、原則的には双方の御努力で近代的な形態になることが望ましいと思ひます。私も関係する者として、この労使関係のあり方についていろいろ問題もございしますが、積極的に取り組んでいきたいと思つております。

○細谷昭雄君 私も昨年の暮れトレーニングセンタールを見学いたしました、非常に馬を預かつておる皆さん方が苦勞されておるといふことを感じました。こういう競馬に限らず馬といふのはマニアみたいな、私たちが言うところの気遣ひみたいな人方がおられて、そういう人方が本場に寝食を忘れてやつていかないと発展しないといふことを私たちもわかつておるんですが、承知してはいるんですが、しかし、そうかといつて、現在時短の問題、後継者の問題というのが出てきておるときに、あの人は一生懸命やつておるからといって放置していいというわけじゃないので、私はそういう労使関係のガイドラインとか、内既制度のもとでも、これは最低ですというガイドラインを中央競馬会でおつくりになってこれを示していく、これを使つていくようにする、こういうことなんかも必要じゃないか、こんなふうに思ひますので、この点を要望しておきたいと思ひます。

次に、国庫納付金についての問題でございしますが、これは理事長にお聞きしたいと思ひます。中央競馬会、法第三十六条二項によりまして、国庫納付金の金額の算出は、各年度においてその年度の予算額によるといふふうになっております。このようにほとんど三兆円産業というふうになってきますと、年々歳々この納付金の額というのが多くなるはずなんです、平準年度におきましてこの予算額は大体どういふふうなテンポで伸びていくつもりなのか、そういう予測をされておると思ひますが、おおよその予測があらわしただけでお知らせ願ひたいと思ひます、納付金額。

○参考人(渡邊五郎君) 私どもおかげさまで三兆円のような売り上げになりました、非常に感謝しておるところでございします。ただ、私どものこと十年ばかりを振り返つてみますと、正直、五十七、八年ごろには対前年比の伸びが百分台というふうな時代がございましたし、これが昭和六十年

に入りましてから九%から一〇%強というようなことがございまして、昨年に至りまして二一%というような大変大きな伸びを示していただいたわけでございます。ただ何分にもこうした興行的性格の事業でございますので、非常に見通しが難しい点がございまして、一つは景気の動向等もございまして、かつまた他のレジャー産業との関連、競合というようなこともございまして、また、これは率直に申し上げまして、自然現象と申しますかお天気のぐあいによりまして相当振れるものでもございまして、にわかにこれを一般の産業のような形での見通しをつくることは非常に困難で、御質問に率直にお答えできることは難しいんですが、私どもの希望といたしまして、これから経営がうまくいくには対前年で五ないし一〇%ぐらいの伸びの中におさめられたらということをお願いしたいしておりますけれども、先ほど言いましたような状況でございます。また、伸び率が非常に振れた過去の経験も持っておりますので、そういう希望を持っておりますということで御了承願いたいと存じます。

○細谷昭雄君 その次、この三十六条一項の改正で、その使途というのが「畜産振興事業等」「等」というふうに一字入ったわけでありまして、「等に必要経費」としてありますが、これまでの事業のほかに対象を広げる事業は何でしようか。

○政府委員(岩崎充利君) 国庫納付金の使途を従来の畜産振興に必要経費に加えて、畜産農家も受益し得るような、例えば農道とか集落排水とか、多目的集会所施設の整備等の農村の環境の確保のための事業とか、あるいは畜産への応用性のある農作物の遺伝子構造の解明の研究など、直接に畜産の振興のみを目的とはしないけれどもこの実施の効果として畜産の振興に寄与することとなる事業の実施に必要な経費にまで拡大して、全体として畜産振興の一層の推進を図っていききたい、こういう趣旨でございます。

○細谷昭雄君 ここで大変問題なことがござい

す。それは年々増大しております納付金、理事長はおかげでどんどん伸びてきておりますと言われたが、しかもこの納付金の使途というのは、今言ったように一応畜産振興等に使うというふうになっているんですが、この年々増大する国庫納付金であります、肝心の農林水産省の予算、とりわけ畜産局の予算というのは年々減ってございまして、昭和五十六年をピークにしましてどんどん減っている。このような納付金の畜産振興の使途明記にかかわらずこれは全く連動しておらない。一体どういう理由ですか。

○政府委員(岩崎充利君) 国庫納付金に相当します四分の三は畜産振興、こういうことになっておる次第でございますが、その経費につきましては、私どもの畜産局関係だけの予算ということではなくて他の局に計上されております、例えば家畜共済等の農業保険なり制度資金なり、それから試験研究等の予算のうちに畜産に係るものも当然含まれてございまして、こういうことでございまして、この場合に、国庫納付金の額の増加に伴いまして、これらの予算が当然に増加されるという仕組みにはなっておりません。これらの予算は、過去そのときどきの情勢に応じて増減しております、近年はシーリング予算のもとでのおおむね減少傾向で推移してきたということでございまして、ただ、全体としての畜産振興関係の予算としましては、常に国庫納付金の四分の三相当額は上回っている、こういうことでございまして。

○細谷昭雄君 これは各局に分散されておるといいますけれども、全体の農林水産予算自体が陥没しているんですよ。四分の三の納付金の額よりも大きいのは当たり前の話で、問題は全然運動していないということなんです。建前としては畜産振興に資すると、競馬はどんどんどんどん増大する、納付金も増大する、にもかかわらず肝心なものの農林水産予算は沈没している、どういうことになっているんですか。そんなばかなことはない。したがって、連動しない限りはこれは私たちが中央競馬会に協力するなんということはもうで

きないというように思うんですよ。その点を明確にしてもらいたいと思うんです。これはもう恐らく農林水産大臣の今後の予算の取り方、こういうことも十分関係があると思うので、特に希望しておきたいと思うんです。

時間がどうも、私は項目が七つばかりあるんですが、まだ三つばかりなんです。それで答弁は短くて結構です。

次に、中央競馬会法の第二十九条二の三項の改正がありまして。これは極端に言えば、この改正によって、たくさん残っている剰余金を全部特別振興資金に充てることができるといふふうに考えられますが、この点どうでしょうか。平準年度における政令で定める割合というふうになっておりますが、平準年度におけるこの政令で定める割合というのは大体どのくらいになる予定ですか。

○政府委員(岩崎充利君) これは剰余金からの一部を充てる、こういうことでございまして。剰余金そのものは御存じのとおりどのくらいの売得金があるか、また経費がどのくらいかかるか、それからその後競馬会の運営に支障がないような形で特別積立金としてどうするかというふうな中でやっていくものでございまして、これは年々決めていくようなことになりまして、現時点で幾ら、こういう形にはなかなかないが、こういう性格のものでございまして。

○細谷昭雄君 それで、この特別振興資金の対象事業、それから対象とする法人、これはもう法人というふうになっておりますから、どういふふうなものに対象とするのか、また地方競馬会の協会でも補助事業をやっておりますし、地方競馬の主権団体であります都道府県や市町村でも畜産振興事業をやっておりますが、その調整をどうするかという点について。

○政府委員(岩崎充利君) 特別振興資金を活用することとなる事業につきましては、今後中央競馬会におきまして関係者の意見を聞いて具体的に検討されるというところでございまして、一つは地方公共団体等との連動でございますが、地方公共団

体あるいは国の施策の対象となる分野というのは、生産から流通、消費の各般にわたります。基本的な事業、草地造成とかその他のいろいろな形でやるといふことでございまして。地全協そのものは、これは地方競馬の所在地とそれから畜産地帯とが必ずしも立地を同じくしないといういろいろなアンバランスの問題もございまして、これを是正する観点から、主として地域的な畜産振興事業に対して助成をするということにいたしております。

今回、中央競馬会が助成業務を行う場合には、全国的規模の法人に対しまして新技術の普及なり研究開発なり、農村地域が共通に抱える問題の対応等、全国的見地に立つて対処する必要がある事業について資金を提供するということになっておる次第でございます。

○細谷昭雄君 次に、今回控除率の問題を取り上げたいと思うわけであります。控除率の問題は、これは時代の発展、経済的な情勢その他いろいろありまして、環境的にも、他の公営競技との均衡というふうになっておりますけれども、もうこのように三兆円産業になってしましても七五%の還元率、二五%の控除率というのではファンが納得できないという声が大きいんですよ。これはもう当然こういう声にこたえる時代に入っているのではないかと。控除率が横並びの二五%でいいかどうか。

ちなみに外国の例を挙げますと、アイルランドが一八・二%、ニュージーランドが二〇・八%、それからイギリスは一六%から一九%、やり方はいろいろ違うんですけども、高いところになりますとアルゼンチンが三五・二%、日本の戦時中みたいなことなんです、いろいろあるんですが、なぜ下げることができないのか。それから外国でこういう下げているところがあるにもかかわらず、しかも日本は外国と比べるとほとんど剰余金が多い、こういう中でなぜ下げられないのか、この点についてお考えをお聞かせください。これは農林水産省と理事長からお聞きしたいと思

います。

○政府委員(岩崎充利君) 控除率でございますが、これは競馬主催者の一定の財政収入を確保するという観点から、勝馬投票券を購入された方の利益の保護を図るという観点から、この二つの要請を満たす水準に定められておりまして、現在二五%がこの双方の要請を満たすものとして定着してきた、こういうことでございます。確かに先生御指摘のように、この控除率そのものについてはいろいろ議論がございます。ただこれにつきましては、今のうちに競馬主催者の一定の財政収入の確保と勝馬投票券購入者にどの程度のものを与えるかというこのいわば公営競技全体を通ずる基本的な枠組みということでございまして、今回特に触れなかった、変更しなかった。これは公営競技全体を通ずる検討課題だろうというふうに考えている次第でございます。

ただ、先ほど申しました、先生もあれですが、今度私どもは、例えば中央競馬会におきましては特別剰余金というものを活用いたしまして、その一部で単複に限りましてそういう道を今回新たに開いたということでございます。

○細谷昭雄君 外国の例。

○政府委員(岩崎充利君) 外国の例でございますが、アイルランドが一八・二%、アルゼンチン三五・二、イタリア三〇・八、韓国二八、ニュージーランド二〇・八、西ドイツ二四・四、ハンガリー三四・八、フランスが二八・二。それからアメリカでいきますと、これは州によってそれぞれ違いますが、一七から三六ぐらい。イギリスは一六から二九……

○細谷昭雄君 理由で結構です。なぜ日本でできないのか。

○政府委員(岩崎充利君) つまり、この問題は公営競技全体を通ずる課題だということでございまして、やはり基本的枠組みそのものは公営競技を通ずる全体のものということでございまして、なかなかうちだけでというわけにはまいらないというところでございます。

○細谷昭雄君 今局長も今回はだめだ、こういうことなんです、理事長も大体同じだと思ふんですね。答弁聞かなくても大体わかります。

今回附則で、特別給付金を、単勝式、複勝式の勝馬券だけに限って対象として特別給付金、五%増しのファン還元をするということになっております。この要請にこたえてこれは代償行為みたいな形でやっただけで七十五億円、もし地方競馬馬会でもこれ五%だけで七十五億円、もし地方競馬でやっただけで七十五億円という推定がありまして、三兆円の中で七十五億円程度出したからといってファンサービスにならないんですよ、これは本当は。ですからこれは、今回はしようがないとしまして、やっぱり控除率を下げるという問題やないしはファンに還元するという金の面でも十分考えていくべきじゃないかというふうに思ふんですよ。これは今、回答要りませんが、強くこの点はファンの気持ちとして要望したいというふうに思っております。

次に、特別給付金は売得金の五%以内としております。それから「当分の間」というふうにしておりませんが、「当分の間」というのはどのぐらいなのか、この理由をお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 還元率五%といたしたの、これは五%というのが切りのいいわかりやすい数字でありまして、五%ぐらいであればファンにとつても還元の実感があるのではないかと、いうふうの一つ考えたこと、それからもう一つは、単複の売得金の五%程度でありますれば財源的にも対応は可能であることから決めたというふうなことでございまして、決めたというのか五%を上限にいたしました。

それから「当分の間」でございますが、これは今回の措置が剰余金の一部ファンへの還元ということでございまして、したがって、こういう措置をとりましたことによりまして主催者の収益や他種競技への売り上げ等に対する影響がどんな

ものになるか、それから投票法間でのファンのシフトの状況がどんなふうになるか、またファン還元のある方としての評価の程度等というものを今後十分フォローしていく必要があるだろうというふうな考えておりまして、そういう意味合いにおきまして「当分の間」としたわけでございまして。

○細谷昭雄君 切りのいい五%と言わずに、ファンサービスというのはいくらなんでも何かということ根拠的に考えていく必要があるんじゃないかというふうな思ふんですよ。この点で十二分に皆さん方が前向きに検討されまして、この剰余金の使い方についてはなるべくファンに還元するという形を今後も努めていただきたいというふうに思ひます。

問題は、中央競馬がやりますと、地方競馬も当然これは人を集める、営業成績を上げるために無理してやていくと思ふんですよ。ところが地方競馬の収支率は非常に低く、こんなんでいいところ悪いところ。悪いところもまねしいかないんですよ。そうすると、かなりの金が必要なんですよ。この場合どういうふうに対処をするつもりですか。

○政府委員(岩崎充利君) 今回の措置に関してでございますが、中央競馬と地方競馬との間に制度上格差が生じることにないように、地方競馬にも特別給付金制度を適用する道を開いてほしいという地方競馬主催者の要望があったことを考慮いたしまして、競馬事業の収支状況から見まして競馬の円滑な実施に支障がないと認められる場合に、地方競馬においても特別給付金を交付することができるといふような形にいたしました。

なお、地方競馬の場合に大変難しい問題もあるかと思っておりますが、基本的にはこれからの地方競馬の振興というものは十分図っていかねばいけない問題だろうというふうには考えております。

○細谷昭雄君 なかなか時間がなくて申しわけございませんが、開催日数と、それから特別登録料

というのを引き上げたわけですが、まず最初にお聞きしたいと思ひますのは、競馬場の数、それから開催日数、これを法定しないで省令にしたわけですね、省令で決める、これは一体どういうことでしょうか。

それからもう一つ。今十二カ所ありますが、横浜と宮崎は休止中というところで実際は十二カ所を十カ所分にまぶしてやっております。そして年間二百八十八日以内というふうになっているんですが、現状にこれはどう定めるべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) まず競馬場名でございますが、競馬法の二条で定められております中央競馬の競馬場のうち、例えば横浜競馬場は米軍に接収されまして、その後国や市に返還されてはおりますが、現在都市公園や公務員住宅として利用されておる、それから宮崎競馬場は競走馬の育成牧場として利用されているということで、両者は現在競馬場として使用されておられません。これにつきましては国会等の場でも実態に合わせて規定を改正すべきではないかという御質問も再三行われているところでもございまして、今回この規定を見直すに当たりましては、場名を法律で規定しているのはいろいろ沿革的なものもござい

ます、そういうことから競馬場の数の上限は法律で明記しますが、省令で場名を規定するように改正することといたしまして、他種競技でも競技の実施場所につきましては法律では明定してないというところでございまして。

それから、中央競馬会の開催日数の問題でございますが、これは今法律上細かく規定しておりませんが、他種競技ではこの規制する規定が実は省令に委任されているということから、今回二条の改正とあわせて三、四条も他種競技の規定類と同様とするというところで省令に落とし、こういうことでございまして。

ただ、先生御指摘のように、確かに競馬はかけごととしての性格があるということでもやみに増加できないというふうな国民感情もありますし、

他種競技への影響も考えなければいけないという
ようなことから、現在のところでは特段の事情の
変化がない限り現状以上に競馬の開催を認めると
いうつもりもなく、省令でも現状のままを規定す
る予定にいたしております。

○細谷昭雄君 最後の方になりますが、場外馬券
売り場と在宅投票についてお伺いしたいと思っ
ますが、これは大臣と理事長にお聞きしたいと思
うんです。

場外馬券売り場の設置基準については、先ほど
喜岡委員の質問もございましたし要望もございま
した。これは私も何と考へても今回の委員会の審
議で不思議だと思ふんです。あらゆるいろいろな
公共施設の設置、その他についても住民の意思と
いうのはだれだかという市町村長であり、ない
しは都道府県議会ないしは市町村議会の意思とい
うことになっていふんです。それが中央競馬会
だけはこの設置基準に任意団体をやるなんという
のはこれはとんでもない話なんです。これはもう
常識外なんだ。したがって、場外馬券売り場の設
置基準というのを明確にしていこうということを特
に要求したいと思ふんです。今まで持つておら
ないといふこれは明確に設定をして、いつかの
機会にひとつ明示していただきたい、こんなふう
に思ふんです。なるべくこれは早くお願いしたい。
そして、場外馬券売り場の拡大につきましてもは
やばり慎重に進めていただきたい、こういうふう
に思ふんです。

確かにファン層が多くなる、これによって営業
成績が上がることはもう確実なんです。問題点
はやっぱりいろいろあると思うので、きょうは時
間がなくてやれませんが、学校教育法によるとこ
ろの生徒学生に売ってはならない、売った者は五
十万円の罰金、買った者は五万円ですか、こんな
ことを決めていふんです。二十歳以上になつた
らこれ社会人ですから、法律的にそれを馬券だ
けは売らない。なぜか。その方の背景には、こ
れはかけごとだからというのがあるんじゃないか
と思ふんです。さつき、理事長は少し抵抗を感じ

るというふうに最初に上野委員のときにお話があ
りました。二十歳の学生、大学院の学生にも売
っちゃならぬのです。売った者は五十万円の罰金
だと、こういうんです。これはちょっとおか
しい話なんです。

そして、それを一つ前段に持っていきたいと
この馬券売り場というのは、それほど考へておる
競馬場だつたら、これは本場に十分に教育的にも配
慮すべきだというふうに思ふんです。反面、そ
のことを特に要望しておきたいと思ふんです。四
月二十日から今回パソコン利用の在宅投票を推進
してやるようございします。これはもう十分に慎
重にやっていたいただきたい。これは試験だからい
いようなものですが、これを本場に実施するといふ
ことになりますと、今言ったのと裏腹なんです。
二十歳以上の学生にも売ってはならぬ、そう
しておいて子供のいる家庭にどんどんこの在宅投
票を広めていく、これは矛盾しているんです。す
べて完全に矛盾だと思ふんです。この点はもう意欲
はわかるんですが、実際の社会的に大きな影響、
家庭に与える影響というのを考へますと十分に
これは慎重にやっていたいただきたい。

一千万のファンがいる。確かにそうなんです。
しかし、日本の人口は一億二千万と言われている
んです。人口の一〇％以下なんです。一〇％以
下の人口にサービスすることも結構なんです。一
億人の他の国民の合意と本場に競馬を愛するとい
う気持ちがあれば、これは日本競馬会も地方
競馬会も私は存在しないと思ふんです。このこと
を考へていきたいと思います。やっぱりこれはもう本場に
永続的に将来愛される、しかも皆さん方が志向し
ております英国型の競馬、上品な紳士淑女が喜ん
で行けるような、そういう競馬を志向しておる皆
さん方からしますと、本場の意味のファンサービ
スとは何なのか、このことを十分に考へていただ
きたいと思ふんです。このことについて、まず
最初に理事長、そして大臣の、今後競馬会ないし
は競馬場に対する皆さんの考へ、志、このことを
お伺いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひ

ます。

○参考人(渡邊五郎君) 私の方からお答えさせて
いただきます。

場外をめぐる各種の問題があることは先生よく
御案内のとおりでございます。先ほど大臣から
お話がございました。この法律の審議の過程でも
御指示がございました。

私ももつては、従来懸案になっていたものは
それぞれの事情に即して処理していかなければな
らないと思つております。それはそれといたし
まして、これからの場外のあり方の問題につきま
しては、いろいろイメージの違う、非常に発想の
転換をしたような場外の郊外型の非常に近代的な
施設なりを考へるべきではないかと、各種の御
提案もありました。私ももつては、有識者
に集まつていただきました。今後その将来展望に
ついて早くまとめていきたい、このように考へて
はおりますけれども、多少時間がかかるかもしれ
ませんが、これからの場外のあり方は、そういう
専門的に勉強させていただきたいと存じておりま
す。

在宅投票の問題につきましては、もう多くの御
質疑を受けております。私ももつては、その
ような影響のないように、今回のパソコンなりフ
ァミコンの利用につきましても、お申し込みの方
の身元なりも十分調査させていただいて、かつま
た暗証番号あるいは登録加入の番号、さらにはR
OMカードというふうな装置等も備えつけますの
で、建前としては、恐らくそうしたことでは青年
に悪影響を及ぼすことがないように私も思つ
ておりますけれども、先生からの御指摘もござい
ますし、かつまた試験期間としてこれから始める
わけでございますので、御意見は十分承つて慎重
にこれから取り運びたいと思つております。

私どもの競馬自体は、おっしゃる通りに、本来
ですと競馬場を中心に皆さん方に楽しんでいただ
くというところで、もつと競馬場自身の環境をよく
しまして、やはり大きな都会におきます数少ない
緑地の空間をもちまして皆さんに楽しんでいただ

くということを原則にいたしまして、かつま
た……

○委員長(吉川博君) 簡単に願ひます。

○参考人(渡邊五郎君) 現在ですと、非常に入場
者が限度にきております。やむを得ずそうした場
外なり投票方式をとらざるを得ない。これについ
ては、おっしゃる点は十分注意して進めたいと考
えております。

○国務大臣(近藤元次君) もうこの問題はおわ
りのように、のみ行為の防止なり遠隔地のファン
に対するサービスでございますし、そういう意味
では私も、法律を提案する前に、この部分につ
いては少年に与える影響というのはどういう状
況になるかなというところで、いろいろ勉強もさせ
ていただきました。当然のことながら、子供が馬券
を買える、電話で投票申し込みのできるといふよ
うなことがあつてはならぬわけでありまして、そ
ういふ点をいろいろチェックをして、競馬にも知
識は余りありませんし、またパソコンにも余り知
識がないんです。ですから大変勉強をさせていただ
いたわけでありまして、試行的にやる段階において
十分にあらゆる角度からチェックをして、結果に
よつて慎重に対処していきたい、こう思つておる
わけでありまして。

○委員長(吉川博君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会
○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員
会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、喜岡淳君が委員を辞任され、その補欠と
して三上隆雄君が選任されました。

○委員長(吉川博君) 休憩前に引き続き、競馬法
及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を

議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 ます初めに、競馬法については昭和三十一年の事実的な法律改正を最後に、また日本中央競馬会法については昭和二十九年の制定以来今日まで法律改正が行われなかったことは、先ほど細谷委員の御質問のときにも申されました。競馬法については二十八年目、そして中央競馬会法については三十六年目ということで、全く今日までそれに手をつななかったということは、まことに遺憾であったというふうに言わざるを得ない。しかしながら今回、今日まで全く手をつななかったこれらの二法案について、その改正に取り組まれた近藤大臣初め事務当局に、遺憾だったということとはそれはそれとして、敬意を表したいというふうに思います。

それだけに、今回の改正に当たっては関係者による懇談会なども持ちながらいろんな意見を聞いてやられたわけでありますが、しかし、手をつなぐできなかったにかなかな大変な面があったのではないかとこのように思います。一度にはなかなかできないんで、今回の審議を通じ、またこれらのいろいろな社会情勢や競馬をめぐる情勢、それらを勘案しながら、今後こんな長い間放置することのないように、そのときどき、やはり状況をしっかりと見据えながら対応してもらいたいというところを初めに申し上げておきたいと思ひます。

実は、私の選挙区であります北海道の日高地方は有名な軽種馬の産地でございます。ちなみに、日高地方の農業組生産額に占める軽種馬の割合は、昭和六十三年で六九・一％、約七割ですね。金額にして三百七十七億一千二百万円。畜産関係だけから見ると、その八一・四％を軽種馬産業が占めていることになる地域でございます。軽種馬生産はこのように大変この地方にとって重要な産業でございます。競馬といえは馬あつての競馬でありますから、私はまず軽種馬生産の問題から質問に入りたい、このように思ひます。馬の問題ですから何とか答の方もうまくひと

つ答えていただきたいということをまずお願い申し上げます。質問に入りたいと思ひます。

軽種馬生産者は、生産された軽種馬の資質によってその売却価格が大きく増減するために農業収入の変動が大変大きい。それだけに経営が不安定になりやすい傾向があります。そのため、十分な生産対策や経営安定対策を講じなければならぬ、このように思ひます。しかしながら、現在国において軽種馬のみを対象とする事業は行われておりません。他の畜産と共通した対策として若干の事業が行われているにすぎないわけでございますが、これでは、他の畜産においてそれぞれの畜産の特性に応じた対策が講じられていないのに比べて、余りに不十分と言わざるを得ない。軽種馬生産の安定的發展を図るためには、軽種馬生産の特性に応じた軽種馬のみを対象とするような政策を講じていく必要があるというふうに私は思ひます。そして、軽種馬生産に特徴的と言えざる経営の不安定性に対してどのような経営安定策を講じていくのか。軽種馬生産の現状と今後のあり方について基本的な方針と施策について、最初に大臣にお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(近藤元次君) 今先生からお話のございましたように、軽種馬生産は北海道が九割を占め、その中でも日高地方が中心になって、地域にとつては極めて重要な農業部門に位置づけられておるといふふうに承知をいたしておるわけでありま。また、競馬がこのよう国民の健全な娯楽として定着をしている現在、その発展に資する意味でも軽種馬生産の経営が健全に発展をしないと競馬そのものが安定をしないように理解をいたしておるわけでありま。このために草地事業とか、その他の具体的なことにつきましては局長から答弁をさせていただきます。今回競馬の剰余金をもつて一つの新しい事業に取り組もうということでありま。他の事業に取り組む前に、一つ私が心配しておることは、馬も国際化の時代を迎えてきて、国内の馬が外国から見れば競走力が弱い、こういう事態で国際化を迎えたときに、競馬

場の馬は一体国内産で競走できるかどうかということとを非常に私はこの法案を出すに当たって説明を聞きながら心配をいたしたわけでありま。それだけに新たな事業よりも、この事業こそ本事業だ、こう理解をしておりますので、より一層具体的な施策を地域のニーズに合わせて進めたいと思ひておるわけでありま。内容については局長から答弁をさせていただきます。思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) それじゃ、ちょっと事務的に御説明させていただきますと、先生が先ほど述べられましたような軽種馬生産の特性というものがございます。さらに、我が国の軽種馬生産農家の飼養規模そのものも、繁殖牝馬の飼養頭数が十頭未満のものが八割を占めるというよう形でかなり零細だ。また、欧州に比べて生産農家の土地面積は狭小だということ、かなり生産基盤は脆弱な状況にありますし、また最近では産駒の販売価格の上昇等によりまして農業粗収益は増加しておりますが、ただ現在の軽種馬生産頭数はほぼ横ばいで推移していることが、潜在的にはなかなか過剰基調にあるというところで、今後とも計画的な生産を進めるという必要があるということなんですが、そういう状況を踏まえながら、需要に見合った計画生産の推進に加えて、やはり強い馬づくりのための対策を講じているということでございます。

具体的に対策をいたしましては、国といたしましては、団体営草地開発整備事業を通じた草地開発等に対する助成、それから農業近代化資金や農林漁業金融公庫資金等の機械施設、繁殖牝馬の導入に係ります各種制度資金の貸し付け、それから畜産伝染病予防事業を通じた馬の伝染性貧血症の予防等々の対策をやっておりますが、日本中央競馬会等の助成がかなり大きいものがございます。こちらの方で優良種雄馬整備促進事業というものを通じまして、生産者団体であります日本軽種馬協会の種馬場に優良種雄馬を配置して低廉な種つけ料による改良の促進が一つございます。それから、生産者等が広く利用できる育成施設

の整備等の軽種馬育成環境の整備、軽種馬改良情報データベースの作成とか利用ソフトの開発等の利用の促進等々、いろんな形の助成をやっているということでございます。今後とも各般の生産対策なり経営安定対策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 私の先輩でありました川村清一元参議院議員が、日高の浦河というところの御出身でいつも言われたんですが、さっぱり競馬のこと金を出してくれないということ、いつもそういう話をされておりましたが、今回、競馬法の改正ということで、その点については大分何か配慮されるようですから、そのことはまた後からいたします。

軽種馬生産者の経営規模ですが、これは一般に、その所有する繁殖牝馬の頭数で示されるわけですね。平成元年においても十頭以下層が全体の八二％を占めているということで、軽種馬生産者の経営規模は一般に零細だと言つてもいいというふうに思ひます。このために、生産者が経営の安定のためにある程度の規模拡大を図りたいと思つても、厩舎の増築だとか採草放牧地の取得だとか繁殖牝馬の購入等に多額の投資をしなければならぬ、これに十分な補助とか融資がなければ規模拡大なんというところは到底できないという状況になります。

現状では、この規模拡大を図るための投資というものは制度資金の貸し付け対象になつてはいるようですけれども、軽種馬生産者が規模拡大をする場合に一層の補助とか融資の拡充ということが求められるというふうに思ひますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) ただいま先生お話がございましたように、かなり零細規模で経営基盤も脆弱である、いろんな面で軽種馬生産そのもので難しい問題を抱えておることも事実であります。しかしながら、先ほど大臣からもお話がございましたように、海外の競走馬に劣らないような強

い馬づくりというものが必要でありまして、経営規模の拡大を図るということとあわせて、その資質の向上と申しますか、体質の強化というようなことを進めていくということが必要でありまして、遺伝的能力の向上なり育成環境の整備等々とあわせて各経営の土地条件なり資金能力等に應じて規模拡大を図っていくことが重要である。

先ほど若干施策のことにつきまして申し上げましたが、私もいいたしましたが、草地基盤の整備なり各種制度資金の貸し付け等を実行いたしておるところでございますが、また各経営に際しました無理のない規模拡大を図るために関係団体との連携のもと、軽種馬能力の向上なり草地基盤の整備なり各種制度資金の貸し付けなり育成環境の整備、あるいは飼養経営管理技術の向上とか馬の資質の向上等の推進というものを図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○菅野久光君　きのう参考人の中で、日高軽種馬農協の組合長の増本参考人は、規模が小さくてもいい馬ができる。確かにそういうことがあるんだらうと思いますが、規模拡大を希望している方方についてはできるだけのことはあてがってほしいということをお願いしておきたいと思ひます。

この軽種馬生産者の経営安定のためには生産コストの削減、特にその第一次生産費の約三分の一を占めておりますのが種つけ費なんです、これの増加を抑制して適正な水準にしておくことが軽種馬生産にとっては大変重要なことだというふうにお話がありました。この種つけ費に關しては、先ほどお話がございましたが、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の助成事業として優良種馬整備促進事業が行われておりまして、今申し上げました昨日の増本参考人のお話ですが、普通であれば種つけ料が六百万ぐらいのものが百六十万ぐらいでできるようになっていくというふうなことで、大変助かっているというふうなお話でございましたが、種つけ費の適正化を図る上ではまだ何か不十分ではないかというふうに思ひます。

中央競馬会及び地方競馬協会の方で行われている優良種馬整備促進事業でこの種つけを、それだけで種つけをしているわけじゃないですね、それ以外のもありますね、この事業で種つけしているというのはどのくらいの率があるか、おわかりでしたら参考までに教えていただきたいんです。

○政府委員(岩崎充利君)　確実な数字はちょっと手元にはないですが、記憶している限りでは数%、五、六%ではないかというふうに思ひます。

○菅野久光君　数%というんですね、この事業で種つけをしている、いわゆる利用しているというのは。

○政府委員(岩崎充利君)　そうです。

○菅野久光君　そうすると、その利用していない一般の種つけですね、それからいきますと、値段なんですから、最低がどのくらいかわかりましたらひとつ教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君)　値段は通常の種つけ料で言いますと数百万とかでございます。ですから、大体今の事業でやりますもの二倍ないし三倍、通常の場合はそういう感じではないかというふうに思ひます。

○菅野久光君　今お話しのように、中央競馬会や地方競馬協会で行っている事業ではほんの数%しか利用はされていない、他はそれ以外でやっているものですか、非常に高いわけですね。このことがやはり軽種馬生産者の経営にとって大変な種つけ料がウェイトを占めていることになるわけですね。

したがって、この種つけ料の適正化について何か積極的な対策を講じなければならぬのではないかと、このように思ひますが、その点についてどうなのか。そして、これだけ高い種つけ料なものですから、何とか制度資金の貸し付けの対象ぐらいにはならないのかどうか、その辺についてひとつ見解をお示しいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(岩崎充利君)　制度資金全体といたしましては、最近その貸し付け件数等も増加傾向で伸びております。十四億円ぐらい軽種馬に対して融資があると、農林漁業金融公庫資金でございます。

ただ、先生御指摘の種つけ料の關係でございますが、肉用牛等につきましては、実は子畜から成畜になるまでの間の育成過程で必要となる経費につきまして、これは農業近代化資金の貸し付け対象ということで、育成期間中に種つけもいたしますものから、これは育成費という形で貸し付けの対象にはしておるわけでございます。

ただ、軽種馬の場合には、一般的に競走成績や血統等によって選抜されました成畜が結果として繁殖に回されるというような形でございます。なかなか現行の近代化資金の枠組みの中ではなじみにくい。ただ、農業近代化資金といたしましては、繁殖牝馬や種雄馬の購入はこれで見えておるといふような状況になっております。それで、私もいろいろ今後の問題としてさらに検討は進めていきたい、なかなか難しい問題ではあります。検討は進めていきたいというふうに考えております。

また、これだけという形じゃないですが、軽種馬の生産経営状況ということを見ました場合に、いろいろな面で現行制度資金の充実のことが検討課題としてあるかと思ひますが、あわせて特別振興資金の活用等々も含めて今後さらに必要なものについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君　せっかくいい種馬を外国あたりから買ってきて、そして安く種つけをしているというふうなこともなかかわらず、わずかに数%しか利用がないというその原因は一体どこにあるとお考えでしょうか。政府の方でも参考人でも結構です。

○政府委員(岩崎充利君)　中央競馬会の場合には、自分で購入したものにございまして日本軽種馬協会にこれを寄贈して、日本軽種馬協会が自分の

ところの種馬場にこれを持っていくという形でやっておるということで、中央競馬会そのものが自分で購入するというところの対策なものですから、全体としてかなりウェイトを高めていくということが非常に難しい問題でもありますし、他方現地におきましては、民間でそういうことを業としてやっておられる方もありまして、そういう方の民衆圧迫というところもいかにかというようなこと等々も、全体をひっくりめながら今のようになつておるんじゃないかというふうには感じておりますが、さらにいろいろな面で、この対策につきましては重要な面がありますので、進めていくように十分中央競馬会等とも相談してまいりたいというふうに思ひます。

○参考人(渡邊五郎君)　私も、今局長からお話がありましたように、競馬会で購買しました外国産馬を組合の方へ寄贈しております。現在これによって供用されておりますのが二十頭ほどになります。その中でもかなり成績のいいものもございしますが、種つけ料の最低は二十万円、最高で百四十万円程度のようにかなり低額になっております。

ただ、これらの産駒の年間の種つけ頭数が大体千頭ぐらゐると思ひます。したがって、全体に占める割合は数%以下かもしれないが、一般には先生御案内のように、この種馬自体が一つの競走馬の先を見越した非常に大胆な投資をするような事業になって、特に民間を中心にそうした動きが最近特に活発でございまして、これが非常に高い種つけ料は一千万を越すようなものがございますけれども、これが好ましいかどうかという問題はございしますが、やはり私はどうもはできるだけ安く種つけができるような方法を組んで、こうしたものにできるだけの御援助をしたいというふうに考えております。

○菅野久光君　どうしてもいい子をつくりたいというところで、種馬の選定というのは非常に軽種馬農家にとっては大事なことになるですね。そんな意味で、せっかくお金をかけて二十頭も種馬をしな

がら、軽種馬全体の中からいくと数%ということ
はちょっと寂しいなというふうに思いますが、
なおこのことについては、生産コストを削減する
ということはどうしたらいいのかということさを
らにひとつ研究をしながら進めていっていただ
きたいということを要望申し上げておきます。

それから、軽種馬生産者の経営安定のためには
産駒が適正な価格で販売される必要があるわけ
ですね。そのためには需給を適正に反映する市場
での取引、それを拡大する必要がある。しかし
ながら、調べてみますと、例えばサラ系の二歳馬
では生産馬に対する市場への出場率は平成元年度
で一六%にすぎない。市場への出場率が低い背景
には、生産者が馬主である場合には市場へ出す必
要がない。それから子分け制度がある。それから
馬主が繁殖牝馬を生産者に預託している場合には
市場に出ないわけですね。さらには生産者と馬主
との長年にわたる直接取引関係が定着しているこ
となどがあるというふうに聞いておりますが、現
在のこの産駒の取引形態をどうように把握してい
るのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

市場取引の拡大を図るためには、現在、日本中
央競馬会及び地方競馬全国協会の助成事業として
軽種馬競り市場の整備を行う軽種馬流通改善促進
事業が行われております。また、日本中央競馬会
によって市場取引馬の奨励が行われていますが、
これらの事業では市場取引の拡大を図る上で甚だ
不十分と言わざるを得ません。政府はその市場取
引の拡大のためにも積極的な対策を講じなければ
ならないと思っておりますが、この点もあわせて見
解をお伺いいたします。

○政府委員(岩崎充利君) 先生先ほど御指摘があ
りましたように、軽種馬の生産は流通というの
は子分け馬等他の家畜と非常に性格が異なる面も
あることから、市場頭数が低い傾向になっており
ます。それで平成元年度の軽種馬の市場上場頭数
は二千三百七十八頭で、上場率といましては
二一・五%であります。年により多少の増減はあ
りますが、ほぼ横ばいで推移いたしております。

一方、上場されました馬のうち取引が成立した頭
数は千二百七十一頭ということで、取引の成立率
は五三・四%という形で年々上昇いたしております。
私どもも市場を通じます取引が生産流通の合理
化なり近代化に果たす役割は非常に大きいとい
うふうに考えておりますので、市場の整備なり競馬
施行面での市場取引馬の奨励等を実施してきた
ところでございますが、今後とも生産者の意向等を
踏まえまして、関係団体との連携のもとに家畜市
場の整備等を実施して、軽種馬の市場取引の一層
の推進というものを図ってまいりたいというふう
に考えております。

○菅野久光君 では次に、近年海外からの我が国
の競馬施行の閉鎖性を指摘されている。一層の外
国産馬の参入の機会の増大についての要請が強ま
っております。そのために外国産馬が出走でき
るというふうなことを増加する必要も生じてきて
いるというふうに思いますが、これは安易に混合
レースを増加することは国内の軽種馬生産に多大
な悪影響を及ぼすものというふうに思われます。
したがって、私は今の段階では認めるわけにはい
かない。競馬の国際化対応に当たって、外国産馬
との競走にたえ得る強い馬づくりを強力に推進す
るなど、国内の軽種馬生産との調和を図りながら
この問題については対応を進めていかなくちゃい
けないんじゃないかというふうに思っています。

そこで、日本の馬が弱い、こう言われるその理
由、これはどこにあるのかまずお伺いしたいとい
うふうに思っています。

○政府委員(岩崎充利君) まず、我が国の競走馬
と外国の競走馬との競走能力の比較でございます
が、これは非常に難しいということなんです。例
えば国内で生産されて国内の競馬で出走した馬
が海外に遠征したときの成績とか、また中央競馬
で実施しております国際招待競走での成績とか、
あるいは世界の競馬場でのレコードタイム等々で
判断いたしてみても、欧米の競馬先進国と比
較いたしますと見劣りする状況にあると言わざる

を得ないような状況であるのも事実であります。
この原因をいましては、一つは競走馬の遺
伝的能力水準につきましては、これはかなり欧米
先進国からすぐれた繁殖用馬を輸入いたしてきて
おりまして、私どももかなり高まってきたところ
というふうに考えておりますが、その辺のところ
一つございまして、それからもう一つは、その能力
を引き出す育成調教の面で欧米の先進国と差が
なりあるのではないかとこのように考えている次
第でございます。

このようなことから軽種馬の資質向上や経営安
定化のためには、やはり軽種馬の改良推進とかそ
ういうようなものを重点的にやりますと、強い馬
づくりを推進するということが必要である。

これも先生先ほどから御指摘がありましたよう
に、中央競馬会等々でやっております助成に基
きまして、日本軽種馬協会の種馬場に優良種馬を
配置して、低廉な種付けでその遺伝的能力を高
めていく。あるいは、もう一つは生産者等が共同
で育成調教いたします施設の整備ということも
重要なことになってくるんじゃないかというふう
に思っております。これの軽種馬育成環境の
整備と、それからもう一つは遺伝的能力を高める
等々の上からも、軽種馬の改良に資するため
のデーターバンクの整備というものが重要ではない
か。これは、血統とか競走成績とか、そういうもの
が瞬時に大体わかるような形で遺伝的能力を高める
というふうな形でございまして、そういうような対
策を講じながら、最大限これから努力をしていか
なければいけないことであらうというふうに考
えている次第でございます。

○菅野久光君 今お話がございましたが、強い馬
づくりの対策、その遺伝的な素質そのものもあり
ますし、それから例えば屋内馬場とか育成調教
施設、こういうようなものを整備して、小
さいときから訓練をしていくといいますが、鍛
えていくというふうなことも必要ではないかと
いうふうに思いますが、このためにひとつ積極
的に取り組んで、いつでも競馬の国際化というもの

に対応できるようにしていかなければならないと
いうふうに思いますが、このことについて中央競
馬会としてはどのようにお考えになっておられる
か、渡邊参考人にちょっと御意見を伺いたい
と思っております。

○参考人(渡邊五郎君) 国際化の問題について
でございますが、お話がありましたように、最近特
に諸外国から我が国の競馬の開放を求める声が強
くなってきたことは事実でございます。国際
生産者会議等でも正式な議題として取り上げら
れております。特に、我が国の競馬におきま
す賞金水準もかなりの額に上がってまいります
と、それなりに関心が出ておるところでございます。

これまでこうした問題について、私どももい
ろいろ、今後国際化は避けられない状況を踏ま
えながら御指摘のような、マル混レースと通称さ
せていただいておりますが、これは外国産の出走
経験馬、これも私もマル外と称しておりますが、
こういう馬のレースが制限されているのを、で
きるだけやしていくというところで、生産者団体
もお話をしながら毎年これを拡大してまいって
きておりますけれども、問題は外国産の出走経験
馬、いわゆる外国で通常走っている馬が日本に
来るということは原則としてジャパンカップ、その
前の富士ステークスというレースがありますが、
この二レース以外は一切日本では禁止している。
その割に日本の馬が外国のレースへ行っている
というふうな事情もありまして、非常にこうした
馬の扱いについては今のような制限的なことで
いけるかどうか。私どもは手順を踏んでこれから
考えていかなければならないと思っております
たつてはそれ以前のマル外と申しました外国産
出走経験馬というふうなものももう少し拡大し
なくちゃいけないんじゃないかと思っております。
ただ、このことは先生がおっしゃるように、や
はり国内産馬の資質の向上策との調和をとって
いかなければならない。先ほど申しました種馬
の導入とか、あるいは私どもの育成段階でのモ
デル施設等もつくりまして、特に私どもが考えな

ればならないのは、外国に比べますと生産地での淘汰がされないで割に競馬場へ来ているのではな
いか。二歳、三歳のときの調教なりをしながら淘
汰する世界がないものですから、その辺の今後の
扱い方をもう少し考えていかなくちゃならない。
そうしますとやはりそれなりの人がそろわなく
ちゃならない。昨日申し上げましたが、日高の大規
模調教場もつくりますので、そうした面から積み
上げてこれからの対策は考えていかなければなら
ないと存じます。

○菅野久光君 それで今もいろいろお話がござい
ましたが、国際化に対応して強い馬をつくら
ていくためには、これは生産ばかりでなくて育成調教
そして競走のすべての段階で努力をしていかな
くちゃいけないわけですね。しかし、現状ではこの
強い馬づくりに係る問題点を同じテーブルでい
ろいろ討議をするということがないやに聞いている
んです。生産、育成調教、競走の各段階がそれぞ
れの立場で検討するというのが私は必要ではな
いかというふうに思っています。

それそれの立場で利害だけが先行するようなこ
とになったのでは、これは真に強い馬づくりを推
進するということができない。したがって、各段
階が一体となつてこの問題点を解決していかな
ければ強い馬づくりということにはならないので
はないか。各段階が共同して一体となつて討議を
して強い馬づくりに当たっていくというような体制
を早急に確立することが必要ではないかというふ
うに思っています。その点はいかがでしょうか。
○政府委員(岩崎充利君) 馬の関係団体が馬事
産に關します諸問題につきまして意見や情報を交
換、検討いたしまして、共通の認識のもとに馬事
振興を図っていくことは重要だろうという
ふうに考えております。

現在、平成二年度に日本中央競馬会それから地
方競馬全国協会、日本軽種馬登録協会、日本軽種
馬協会、日本馬事協会等から構成されました馬事
振興検討会というものが設置されました。その中
で馬事振興についての意見交換が行われておりま

す。今後とも強い馬づくりを含めていろいろな施
策にそれが反映されますように検討会を通じまし
て継続的に検討が行われるように、また実りある
ように私どもとしても十分指導してまいりたいと
いうふうに考えております。

○菅野久光君 きょうも佐藤参考人から馬づくり
は人づくりではないかというように言われたこと
が言われましたが、馬にかかわるすべての方々、騎手だ
とか、あるいは調教師だとか厩務員だとか、そうい
ういろんな方々の意見なども十分にひとつ聞いて
、絶えず強い馬づくりをするためにどうしなけ
ればならないのか、何をすべきなのかというこ
とをやるような一つの機関といえますか、そうい
うものをつくらせていくことが必要ではないかとい
うことをこの機会に申し上げておきたいと思いま
す。

現在、日本中央競馬会と地方競馬全国協会の助
成事業によって、助成金ですね、この最終利用者
である生産者において圧縮記帳ができないわけ
です。そのために税金がかかる。助成金に税金がか
かるわけですね。しかし、今回の改正では、特別
振興資金から交付される交付金の一部については
、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律の準用が行われるようになっております。こ
の際、日本中央競馬会並びに地方競馬全国協会の
助成事業による助成金について、大体同じような
ことをやるわけですから、同じようなことをやっ
て、片方は税金がかかる、片方は税金がかからな
いというのはどうも困るということで、国の助成
金に準じたものとして扱うことができないのか、
最終利用者の圧縮記帳をできるようにしていくべ
きだというふうに思っていますが、この点はいか
がでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 国庫補助金等によりま
して取得した固定資産等の圧縮記帳の対象となる
補助金等につきましては、法人税法の四十二条に
おきまして、国または地方公共団体の補助金その
他これに準ずるものと規定されております。
地方競馬全国協会の補助金等を本制度の対象に

するということにつきましては、実はこれまでにも
関係当局にはかなり要望はしてきたところであ
りますが、本制度の適用が認められておりませ
ん。これはそれそれ先ほどちょっとありました適
化法の問題とかその他のいろいろ、そのものとして
は適用されていないというようにもあろう
かというふうに思っておりますが、なかなか今ま
でのところでは御理解をいただいたという形にな
っていません。ただ、今回の法改正にかかわりま
す中央競馬会の交付金につきましては、制度的に
国庫補助金に準ずる取り扱いがなされるかどうか
につきましては、私どもとしては今後検討をしてま
いりたいというふうに考えておる次第でございます。

○菅野久光君 生産農家からは強い要望がありま
すので、何とかぜひひとつ検討していただきたい
というふうに思います。

次に、生産者は、繁殖牝馬の質改良のため競
馬成績の優秀な馬を確保する必要があるわけ
です。そこで、生産者の中には、今回の改正で馬主
の登録要件が厳しくなることでもし馬主登録をす
ることができなくなるようなことが生じた場合
、優秀な馬を確保することが困難になってしまっ
て、経営を維持することは極めて難しくなってい
まうのではないかとというふうに懸念をしており
ます。こんなことから、生産者の間で、馬主登録の
要件等を省令で今度は定めまされ、その定めるに
当たって、生産者が馬主登録をする際の要件は別
に定めるといふようなことにしてもいいという
意見があるんですが、この点についてはいかが
でしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 馬主登録の関係ござ
います。今回の改正をやりまして省令で規定す
る事項は、従来法定されております懲役一年以上
の刑に処せられた者等々に加えて、暴力団等
あるいは競馬に關与が禁止されている者等とい
うふうに考えておりました。特にそういう形で生
産者を排除するというものではございません。現
在も、定められた登録要件を充足すれば、もちろ

ん軽種馬生産者も馬主になれるところでございま
して、中央競馬では約四百名の軽種馬生産者が基
礎繁殖馬確保等のために馬主となつておるような
状況でございます。

○菅野久光君 いや、生産者が馬主になるその要
件というのを省令の中に別に何か定めるといふよ
うなことができないかどうか。

○政府委員(岩崎充利君) 職業でというのか、こ
れは公正確保のためにやることでございまして
、どこにどんな形で従事しているかという
ことで区別して規定するということは考えており
ません。

○菅野久光君 いずれ今後の中でこの問題につ
いてはまた論議をしてみたいと思っております。

次に、ちょっと時間の関係がございまして、
順序を変えて地方競馬の関係について伺いをい
たしたいと思っております。

地方競馬は、中央競馬と比べて大変経営が苦し
い状況にあります。いっときのどん底状況からは
脱して漸次上向きの傾向にあるようでありま
すが、地方競馬の経営が苦しいという理由、それ
をどのようにお考えになっているのか、またどう
すべきだというふうに考えられているのか、その点
について伺いをいたします。

○参考人(大場敏彦君) 地方競馬が経営不振にな
っている要因はいろいろあるかと思っております。し
ども、まず基本的には地方競馬が狭い範囲内で競
馬をやっている、それから狭い範囲のマーケット
を対象にしているというところがかなり大きな要因
になっていて、各主催者がそれぞれ完結している
が、いまは、各主催者がそれぞれ完結している
自己完結型の競馬をしていてということござい
ます。それから、番組編成等も中央競馬と違って、全国
のダートレースが組まれているというように、形
のものじゃなく、各競馬場それぞれ個別に組ま
れているというところがやっぱりアトラク
ティブじゃない一つの原因だろうと思っております。
それから、マーケットも県内の範囲とか、ある

いは競馬場の範囲にとどまっております。いわゆる場外マーケットは未開拓のところが多いというところも大きな要因だろうと。それから、地方財政に寄与するという目的を持っており、関係上、とかく内部留保は少なくないが、ありまして、それが資本蓄積という形で固定資本、施設整備というところになかなか回りにくいというところ。それから、地方公共団体が行いますもので、からの人的配置の点でいろいろ難点がある。具体的に申し上げますれば、県庁等の人事異動で二年ないしは三年でかわってしまうというようなことが大きな原因で、そのほか武家の商法的なところがございまして、サービス精神においても欠けるといふようなところが欠点としては挙げられておると思うんです。

これを裏返すことがつまり振興策ということになると思うんですけれども、できるだけ各場間、あるいは中央間との交流を広げながら広域の競馬をやつて、広域のマーケットを対象にしていこう。平凡ではございますけれども、公正でおもしろい番組編成をしていくこと、施設整備をしていくこと。それから、きのうも申し上げましたけれども、中央競馬が持つていないような独特のユニークな地方競馬、じゃなきゃできない競馬というものもファンに提供する、そういう方向ではないか、かように思っております。

○菅野久光君 大変ありがとうございます。きょうは、最初に上野委員からお話がございましたが、中央競馬、地方競馬、そして生産者というこの三者がそれぞれかわり合つて、それぞれがよくなるようなことが競馬の発展につながっていくということからいって、地方競馬の問題というのは大変大きな問題だというふうに私は認識をしておりますが、今回の競馬会法の改正に当たつて第二十條の第三項に「競馬の健全な発展を図るため必要な業務」ということがうたわれておりますが、この中には地方競馬に対する財政的支援も含まれるものと思ひますが、それはいかがでしょうか。

○國務大臣(近藤元次君) 地方競馬につきましても、地方競馬の格差がかなりあるわけでありまして、先生御案内のとおりだと思ひわけでありまして。先ほどお話がございましたように、幾つかの理由で施設整備へ回すというよりは市町村財政に寄与する方が多かったのではないだろうか、それが一つは明るい雰囲気、競馬場施設整備をつくるのに余裕がなかったのではないだろうか。そういう点について今度支援をしていくことがいいのではないだろうか。あわせて、施設整備ができれば中央競馬の馬も騎手も若干の交流をしながら魅力を持たせていくという大きなこと、あわせて委託ができるということが非常に大きなメリットになるのではないだろうか、そんなふうに考えて、財政的な支援というのは施設整備を支援していく、こういうことでございまして。

○菅野久光君 今回の法改正の中で本場にいいこととだ。このところが出たので地方競馬関係者としては今の大臣の御答弁、本場によかつたのではないかと思うんですが、どうでしょうか。大場参考人、「競馬の健全な発展を図るために必要な業務」というのは、施設整備の方に充てることも内容としてあると、このことから、地方競馬としては大変いいのではないかというふうに思ひますが、どうでしょうか。

○参考人(大場敏彦君) 今の大臣の極めて温かい御発言を私も非常にありがたく受けとめております。大臣の御趣旨に沿つて、もちろんこれは地方競馬サイドで施設の整備は主催者みずからやらなきゃならぬという基本的な立場でありまして、最初から中央競馬にそれを依存するというのは経営者としてはおかしいんだという自覚は十分持つていくつもりでありましたけれども、何分ないもので振りにくいと思つております。そのために今隣におります理事長と寄り寄りいろいろお話をさせていただいておるという状況でございまして。

だと。今の大場参考人のお話のように地方競馬の方としても自主独立の気風を持つていろいろ工夫をしながら、しかしどうしてもときにはひとつ財政的な支援をしてもらつていただくことで地方競馬の発展を図つてもらうようにしていただきたいと思ひます。

地方競馬の経営が不安定な中に、いろいろな先ほど要素をおっしゃつておられましたが、やっぱり中央競馬の場外馬券発売の拡大による影響が大きいという話は私は聞いておるんです。今後、中央競馬の場外馬券発売所の新設に当たつては地方競馬に影響のないところに限定する必要があるのではないかと、この限りに思ひますが、この点については認可するのは役所ですから、政府の方の考え方を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 場外売り場の関係でございまして、やはり既存のそういう競馬施設等々にも十分配慮するような形で運用を図つてまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 中央競馬と地方競馬との関係でそういうことに配慮して政府としては認可をするかどうかということを決めるということでは私の方では受けとめましたので、私の言つておることをもうだなどというのでいいんだらうというふうに思ひます。

次に、中央競馬会の方にちょっとお尋ねをしますが、特別給付金の問題ですが、これは政府の方なのか、どちらかよくわかりませんが、中央競馬と地方競馬とは同一の競技で控除率に差を設けるといふことになれば、必ず控除率の低い方へファンが流れていく、したがって他方の経営は極めて厳しくなるということになると思ひます。中央競馬の特別給付金の交付との関係で、地方競馬の主催者が特別給付金の支出を行おうとする場合に原則としてそれを認めるべきではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 地方競馬におきまして特別給付金制度を導入するか否かというものは、まず主催者の意向が基本であるというふうに考えて

おります。ただ、収支の状況が思ひやうなく特別給付金の交付が困難あるいは一層の経営悪化につながると思ひます主催者にありましては、経営改善努力をやつていただくかねばいけないということがございまして、やはり基本は主催者の意向であるというふうに考えている次第でございまして。

○菅野久光君 主催者の申し出を認めるということとを基本にしながらということなんです、この収支の状況の変化で特別給付金を交付したりしなかったりすればファンの信頼を得られないということになるのではないかと、したがって競馬事業の発展を期待しないというふうに思ひますが、年度によって承認したりしなかったりすることが、原則としてということですから、あるのかもしませんが、そういう競馬事業に対するファンの信頼というところから見てどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

【委員長退席、理事北修二君着席】

○政府委員(岩崎充利君) 特別給付金の交付につきましては、これは主催者によるファンに対するサービスの一環ということで行われるものでありますので、経営状況から見て交付できる場合に限り交付するということに思ひます。ただ先生御指摘のように、特別給付金の交付をしただけで、紛争の原因ともなりかねないので、一度行うということになればある程度の期間は継続して行ひ、また継続して行うことができる状況にある場合に特別給付金の交付を行うというように形でも私どもとしては指導をしてまいりたいというふうに思ひます。

○菅野久光君 いずれにしろ混乱が起きないよう十分ひとつ配慮をして、どうもおまえのところはことしは経営が悪いからだめよ、いや今度は経営がよくなったから認めるよと、そういうようなことがないよう配慮、それだけではぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、今度は中央競馬会にちょっとお伺い

したいんですが、中央競馬が今日の状況をもたらししたのはひとえに場外馬券の発売、これによって経営規模を拡大して収益を増大させてきたわけですね。地方競馬は競馬場中心の発売をしている。先ほど大場参考人がおっしゃられたように、ごく狭い範囲の発売しかできないというところで経営基盤が大変弱いということなわけですね。

そこで中央競馬の場外発売所について、中央競馬が使用していない期間地方競馬に利用させるということができないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) 先生御指摘の、私もこれを相乗り型と俗称しておるんですが、相乗り場外の具体的な例として、既に北海道におきましては、釧路、室蘭なりはそういう場外として併用発売と申しますか、それぞれで中央、地方が売られておるわけでございますし、札幌競馬場なり函館競馬場なりでもそういう一部利用もされておるわけでございます。この問題につきましましては、先般、この制度改正に当たっての研究会でも中央、地方の協力関係の問題として出ております。私も、そういう話がつくならば私もなかり検討する用意はあるわけでございます。

ただ、さつぱらんに申しまして、事情を御承知の先生でございますので申し上げますと、私どもの場外が土曜、日曜を条件にして地元の方々の了解をとっているということがございます。平日のそうした業務についてのもう一度地元との調整等もしながらやらなくちゃならないという問題もありませんが、これからのケースとして私も個々に御相談しながら当たっていきたい、こう考えております。

○菅野久光君 御相談しながらということでございますが、利用ということになれば、当然と言ったら悪いんですが、中央競馬会の協力なしには実行不可能なわけですね。そういう面で中央競馬会は何とか積極的協力するような方向でいってほしいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしようか。

○参考人(渡邊五郎君) 私ども、中央、地方との話し合いにつきまして、この場外の話のほか、先ほど出ました資金の問題、それから交流レースの問題等いろいろございます。それぞれ私どもも今総合的に話し合いができるという機会を得ましたので、今後は問題全体にわたって積極的に当たっていきつくりたいと考えています。

○菅野久光君 幾つかのところでなされているようでありまして、大場参考人にお伺いしますが、今の場外馬券の発売所ですね、中央競馬会を借りてやりたいというのはまだ大分希望があるようなんではないでしょうか。

○参考人(大場敏彦君) 私どもの側としては、中央競馬会が利用していないウィークデー、その時期に貸していただきたいという希望をそれぞれの場外発売所について提出しているわけですね。したがって大都市周辺ということになると思うんですが、それだけでも、そういったところへ数カ所希望はお出ししております。ただ、それについては先ほど理事長が申し上げましたように、地元の御理解と申すことが非常に大事なことでございますので、それはこちら側で一生懸命やらなきゃならない事柄だと思っております。

○菅野久光君 きのうも、中央競馬会は兄貴分の方からございまして、兄貴分としての中央競馬会として十分に中央競馬、地方競馬それぞれが発展するように、特に財政的基盤の強い中央競馬会としては特段の配慮を地方競馬関係についてひとつ払ってもらいたいというふうに思っています。

もう時間もいよいよなくなりましたが、最後にありますが、競馬の交流競走の問題なんですが、きのうもちよとお話ございましたが、中央競馬で産経賞のオールカマーとか富士ステークス、ジャパンカップなんかということがなされているようでありますが、富士ステークスとかジャパンカップなんというのは代表馬一頭のみで、これ交流競馬と言ふにはちょっと遠いのではないかと、いうような意見などもあるわけですね。そういう意味では中央競馬ももっと交流競走を拡大するつもりがないかどうか、その点についていかがでしようか。

○参考人(渡邊五郎君) 昨日もお答えいたしましたように、私も現在交流競走は行っておりますが、極めてわずかでございます。これは私どもの事情といたしましていろいろ番組編成というふうな私どもの一つの世界がありまして、年間を通じてそれぞれの重賞レースを配置して馬のローテーションとかみ合わせていくというふうなベースの仕事がありますので、急激に変わるわけにはまいりません。来年は若干の増加ということになります。交流競走についての配慮をしてみたい、こう考えております。

○菅野久光君 以上でもう私の時間が参りましたので終わりますが、いずれにしろ、中央競馬会、それから地方競馬、そして軽種馬の生産、三者が本当に一体となって国民のレジャーといひますか、国民の競馬に対する期待にこたえるようにひとつ頑張ったいただきたい、そのことを申し上げます。

○星野朋市君 私は競馬はもっと盛んにすべきだという立場から申し上げますので、お答えもそういうふうにお願ひしたいと思ひます。法案に関する問題につきましては、もう社会党の先生方から種々にわたって御質問がありましたので、私は競馬の諸問題についてお尋ねをしたいと思います。

○星野朋市君 競馬の売り上げが増大する見込みについてお尋ねがありまして、これはなかなか推測は難しいというお答えでした。あのときに触れなかった問題があると思ひます。それは確かに景気に左右されるところがあります。有馬記念なんというのは大体やポリーナスがおくれる中小企業のポリーナスが出た後に開催されるわけですね。これでもって年末のどっとした売り上げがある、こういうこともありますけれども、実際にはスターの馬がいたとき、スターの騎手がいたとき、これが競馬が

盛んになる一番大きな問題なんです。今度も武豊がおり、オグリキャップがあり、一昔前には増沢騎手とハイセイコーというコンビがあつたわけでありまして。

そのほかにもう一つは勝馬投票券、これの種類がふえれば売り上げがふえるわけでありまして。それで、競馬法の中には勝馬投票券について単、複、連単、連複とありながら、中央競馬会では連単をやらないわけですね。これはどういうわけですか。

○政府委員(岩崎充利君) 勝馬投票券につきましては、昭和三十六年の公営競技調査会、いわゆる長沼答申の中で、「射幸心の過熱を避ける」とともに、競馬場における紛争を防止する見地から連勝式は制限すること、連勝複式を採用すること」ということとされて、これを受けて中央競馬では昭和三十八年七月から一部の競馬場で連勝複式勝馬投票法を採用いたしました。その後昭和四十五年からすべての競馬場で連勝複式勝馬投票法というものを採用いたしまして、連勝単式勝馬投票法を中止して現在に至っております。

最近では中央競馬のレース当たりの平均出走頭数は約十二頭ということですから、連勝複式という少数の出走頭数をカバーする仕組みの連勝単式というところでなくともファン満足を得られるというふうなこともありまして、八枠制の連勝複式勝馬投票法がファンに定着しているということ等も考えまして、現在のところ連勝単式勝馬投票法を採用する予定というものはないということでございます。

○星野朋市君 それはいかにもお役所らしい答え方なんです。だけれども、実際にこれは連勝式を買ふ人はどういうふうにかかるといふと、まあ一枠の馬が多分優勝するだろうと思ひます。一二とか一四とか、こういうふうな買い方するわけですね。要するにそれはねらうわけですね。ところが、極端に言うとも、一枠、八枠というものは馬場の状況とかその他によってかなり不利になる場合、これは真ん中にいたやつが優勝する可能性は大き

いんです。例えば三―四と買って四―三と来たときにああたったなという満足感を得る人もい

います。臣おありになりますかどうか、お聞きしたいと思

う例を申し上げます。南米にペネズエラという産油国があります。あ

わゆる全国的にわたっている。これを考えれば他

いどおり一着、二着がどうだったかというこの方

〇国務大臣(近藤元次君) 今先生から御指摘のよ

そのカラカスという首都でかなり盛大な競馬が

も細谷委員からあったように、既に三兆円の

と。射幸心をあおるとか何とか言うけれども、

〇星野朋市君 確かにいろいろな御提案

があるわけでございます。私も競馬研究会で

馬主が一年間に一千五百万の賞金を稼いだとき

の資金に流れておいて、これが暴力団の

〇星野朋市君 確かにいろいろな御提案

があるわけでございます。私も競馬研究会で

馬主が一年間に一千五百万の賞金を稼いだとき

の資金に流れておいて、これが暴力団の

〇星野朋市君 確かにいろいろな御提案

があるわけでございます。私も競馬研究会で

馬主が一年間に一千五百万の賞金を稼いだとき

の資金に流れておいて、これが暴力団の

〇星野朋市君 確かにいろいろな御提案

があるわけでございます。私も競馬研究会で

馬主が一年間に一千五百万の賞金を稼いだとき

でチャラですね。しかし、実際、今平均して馬は何年走っているかというと、四年なんか走らないわけですね。せいぜいよくて二年です。統計上は平均すると二十カ月ということになっていきますけれども、これはもうほとんど走らない馬も含まれていますから、走る馬で大体二年ちょっと。そうすると償却残が残っちゃうんです。

それで、なぜこのことを言うかといいますと、要するに個人の馬主がだんだん実益は少なくなっていく傾向にあるわけです。それで、これは言葉で非常に選んで言わなくちゃならないんですけども、個人の馬主の職業がだんだん偏っていつていくわけですね。さもないければ法人化しなくちゃならない。そういうような問題が現に起こっているわけでありまして、これが中央競馬会もしくは農水省が考えている望ましい馬主、これは難しいところなんです。望ましい馬主とちょっと乖離しているように思いますが、その点農林省はどうお考えになりますか。

○政府委員(岩崎充利君) 馬主登録自身の実態をちょっと見てみますと、先生から御指摘でございますように、中央競馬におきます馬主の新規登録者数というのは六十二年以降増加傾向というところでございます。六十二年まではわずかに百五十件程度で推移していましたが、六十二年は二百四十件、平成元年は二百八十件、二年はやや落ち着きを見せまして二百六十六件という形で、全体で三千八百、二千九百四十一件の馬主、そのうち個人馬主が大体二千五百八十四名ということで八八%ほどを占めておりまして、法人馬主が三百五十七名、こういうことになっております。六十一年と比較しますと、大体個人馬主としては三七%、法人馬主としては一六%の増加というような形になっております。

現在の法律、制度からいいますと、個人も法人も特に区別したという取り扱いはいたしていませんが、ただ私どもは、いざにいたしてしましても、馬主というものは、やはり競馬に参画するという意味合いにおきまして、競馬そのものが馬を

通じて競馬を行うということでございますので、馬主の重要性というのには十分承知いたしているわけでございます。私どももいたしましては、やはり公正な方が馬主になっていただくというようなことで今法律改正もお願ひしているといううような形でございまして、特に現時点で個人、法人という区別はいたしてないような次第でございます。

○星野朋市君 それは、おっしゃられるとおりのことだと思ふんです。これは中央競馬会から十分に事情を聴取していただきたいんですが、例えば東京近辺でいいますと、府中に馬主協会があり、中山に中山馬主協会があり、これのいわゆる幹部役員について、要するに馬主協会としてはこの人になれるだけとどまっておいていただきたいといううような人が、私がさっき言ったような税制上の問題から個人的になかなか馬を持てなくなつた。それで、役員になりたい人たちがいるのはたくさんいるわけですね。こういう問題が現存していることを十分留意しておいていただきたいと思ひます。

それから、今度法改正によって畜産事業、そういうものに相当な交付金が渡されて新しい競走馬の育成に大いに貢献するところがあると思ひます。今まで、日本人は外国の高い馬を高額で買ってきてちやうど、こういう非難があるわけですね。これは一つはクラブ法人のあり方なんです。クラブ法人というのは、先ほども御指摘がありましたけれども、大勢の者から少額の金を集めて、あなたも馬主ですよと言いつつに実際の馬主じゃないわけですね。これは相当外国産馬の高い馬を買ってきで、先ほども私が説明したようなことから言えば絶対ベシするわけじゃないですよ。ところが、彼らはそれで後で種付けをしたときの種付け料で回収する、こういうあれ込みなんです。だから、主として優秀な雄馬中心で買ってくるわけですね。今までの日本の牧場では、どっちかという牛馬に比べて雄馬はと関心がなかった。ようやくこのころ牛馬に注目されて、中央競馬会の賞金にも内国産馬奨励金というものがつくようになりまして、大

いに内国産馬の優秀な競走馬を育成するようになりましたけれども、今後この優秀な牝馬をどうやって育てて優秀な雄馬と交配させるか、これは中央競馬会に直接お聞きすればよかったんですけれども、お帰りになつちやいましてから、これについて農水省としてどういうお考えですか。

○政府委員(岩崎充利君) 先生御指摘のように、強い馬づくりにためには雄側だけじゃなくてやはり牝馬、雌側からの遺伝的能力を高めていくことが非常に重要だということに考えております。一番重要なのは、一般的には繁殖供用に際しまして血統や競馬成績等によって選択されているというふうな考えられますが、実際に繁殖に供用した後の産駒の競走成績というののも重要ではないかと。そういう形の中で繁殖牝馬の選抜なり淘汰を行うことも重要であるというふうに考えております。昭和六十二年から平成二年にかけては繁殖牝馬の遺伝的能力が的確に判断できるように、血統なり競走成績なり、産駒の競走成績等のデータベースの整備というものを現在行っております。現在このシステムによる情報の提供というものを開始している。私ども、関係団体との連携のもとにこのシステムの拡充等、改良情報の活用ということをやりながら牝馬側からの改良の推進というところに努めてまいりたいというふうに考えております。

○星野朋市君 最後でございますけれども、大体年間に一万二千頭ぐらい馬が生まれますね。実際に美浦トレーニングセンター、栗東に年間二千頭ぐらいつつ入ってくる、ちょっと中央競馬会だけのことについて申しわけないんですけど、そうしてこれが新馬として勝ち抜いてこれらといるのはごく少数になつちやうですね。実際の千何百頭という馬はほとんど未勝利の状態どこかへ消えていくというように状態。これは、先ほども御答弁ありましたように、厩舎入りするときの何らかの選定というのをもう少し厳格にしないかと、要するに馬主の問題もありませんし、それから厩舎の問題もありますけれども、かなりの部分に

れがほとんど競走馬としての用をなさない状態に消えていく運命にある。こういう現状を何とかしなくちゃならないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(岩崎充利君) 現在、延べにいたしますと六千頭ぐらいいが中央競馬に登録されているといううような形になっていまして、それで馬房数が大体四千ちょっとといううようなことでございまして、生産される産駒そのものが今先生がおっしゃったような形で、これは地方競馬も含めた形になっております。

現在やはり一番私どもが頭を痛めているのは、育成調教施設というものが非常に不足しているということ、馴致等ということの中で、馴致もされずした育成調教ということをするんです、そこで入厩するということとあります。ればこれはかなり入って使えろということなんです。入った後にまた調教もしなければならぬといううような状況がまだ現実ではなからうかといううふうに考えておる次第でございます。確かにそういう入厩の問題というのは、いろんな形で現在問題もあるかといううふうに思っております。で、なかなか私どもだけでどうわけにはまいりませんので、中央競馬会とも十分相談しながらそういう形がしっかりと適正に行われるようなことでまた指導もしていきたいといううふうに考えております。

○猪熊重二君 私は、余り競馬に賛成でないといううような立場に立つて、星野先生と逆の立場からいろいろお話を伺いたいと思ひます。

まず、今回の改正法について伺ひます。競馬場、競馬の開催規定の改正に関する件で、現行法は競馬場につき第二条で、競馬の開催につき第三条で開催の回数とか日数について規定しております。今般の改正は、この二カ条を改正して法律事項をやめて省令事項にしましたが、この理由はどこにありますか。

○政府委員(岩崎充利君) 競馬法二条で定められております中央競馬の競馬場のうち、横浜競馬場

は米軍に接収されまして、その後国や市に返還はされておりますが、現在都市公園や公務員住宅として利用されている、また宮崎競馬場は競走馬の育成場として利用されているということから、両者は現在競馬場として使用されておられません。これについて国会等の場でも実態に合わせて規定を改正すべきではないかと質問が再三行われております。今回この規定を見直すに当たりましては、場名を法律で規定しているということも一つの沿革でございますが、競馬場の数の上限は法律で明記しながら、省令で場名を規定するという改正を行うことといたしております。他種競技でも競技の実施場所については法律で規定しないというところでございます。

また、競馬法では、中央競馬の開催日数につきまして法律上細かく規定しているところでございますが、他種競技ではこの規制をいたします規定が省令に委任されていることから、今回第二條の改正とあわせて第三條も他種競技の規定と同一様とするということにいたしました次第でございます。

○猪熊重二君 要するに、いろいろ言われるけれども、他の公営ギャンブルと横並びにしたいんだというところだけの理由です。しかし、現在農水省自身も言っているように、入場者数において昭和六十年に比して平成二年度が一・二九倍になったとか、売り上げ金額において一・八八倍になった、こういうふうな言っている状況なんです。

要するに、ある社会現象に対して法律で定めるかそれとも省令で定めるかというのを考えてみた場合に、影響が大きければ大きいほどそれを法律事項で定めるのが当たり前なんです。今まで法律事項にしておいたものを、これだけ社会現象として大きくなったにもかかわらず今度は省令に格下げします、役所のいいようにしますなんというのは本末転倒だと思いが、いかがですか。

○政府委員(岩崎充利君) 競馬の施行に関する規定につきましては、やはり公営競技等の間の規定上の並びというふうなことを考えまして今回改

正することといたしたようなわけでございます。他種競技の入場者数等、売り上げ等々の状況は、まさに中央競馬会につきましてもだいたい先生がおっしゃったような形でございまして、他種競技の場合、例えば競輪ですと入場者数が二千七百二十六万人、売り上げが一兆六千八百五十三億。例えば競艇ですと、入場者数が三千四百十万人、売り上げが一兆九千五百八十九億円、これは平成元年度、こういうような形になっております。また、オートレースでは、入場者数が六百五十九万人で売り上げが三千二十一億円というように、他種競技の公営競技を合わせますと、入場者数が六千七百九十五万人で、売り上げも三兆九千四百六十億円というふうな形になっておるような次第でございます。

○猪熊重二君 要するに私が申し上げたいのは、こういう公営ギャンブルというのはなるべく法律の規定にしておいて、一々これを改正するにつれてはどうであろうかというのを国会の審議にかけられる方が相当だと思うから申し上げているんです。国会の審議にかけるといふのは、何も国会議員が偉いからじゃないで、国民の各般の意見を前提にした上の討議ができるからその方が妥当だろう、こういう趣旨なんです。

同じように、今回馬主登録に関しても、本来その要件を十三条二項で法定しているにもかかわらず、改正法はこれを省令事項にしています。これも非常におかしいことだと私は思う。馬主の資格要件をどうするかというところは、一方においていかなる者が馬主たり得るかということであって、これに関心がある人にとってみれば権利資格の確定要件の問題で、職業選択の自由にも関連する重要な問題であるはずなんです。また公共的に見ても、競馬の公正、健全な発展に影響を及ぼす重要な事項でもあるわけなんです。せっかく現在法律で定めている馬主の登録要件を省令に落として役所のいい要件にするというふうなことは、どうしてそういう必要性があるんですか。

○政府委員(岩崎充利君) 先生御指摘のように、

確かに現在十三条の二項では次のような者は登録を受けることができないということで、「禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ない者」、それから「競馬法、地方競馬法又はこの法律に違反して罰金以上の刑に処せられた者」、また「二年以上の懲役に処せられた者」を規定しておるところでございます。極めて現在限定的に規定されているというところでございまして、今回一層の公正確保ということの要請にこたえまして、欠格事由につきましてもよりきめ細かく網羅的に規定することとしたいということで、欠格事由として規定すべきものというところで、例えば競馬法施行令の十四条でございまして、これは競馬法施行することを禁止された者というふうなことの競馬に関する専門的事項も加えていきたい。これはなかなか法律では規定しがたいということがござい

ます。また、他種の公営競技では競技に参加する者について要件が省令に委任されているということ等から、欠格事由につきましても省令に委任するとしてた上で欠格事由の法令上の根拠を明確にしたということでございます。

○猪熊重二君 現行の要件が不適切であるならば法律を変えればいいんであって、現行の法定要件がだめだから農林水産省の役人がもっと立派な要件をつくるというために省令に落とすんだとしたら法律と省令というものをどう考えているのか、根本的に考え直してもらわなきゃならないと思います。

次に、やっぱり改正法の問題で、ファンサービスの向上に資する、こう言っておられるんだけれども、配当金請求権の時効を、現行法においては十一条で一年間の時効消滅というのを六十日に短縮しましたが、なぜ短縮する必要があるんですか。

○政府委員(岩崎充利君) 払戻金が大量かつ安定的に発生するというところで、迅速に決済処理を行うことが必要であるということから短期消滅時効

が定められております。競馬では、これまで一年間の時効期間が定められていたところでござい

ますが、戦後に制定されました後発の他種競技では競馬より短い六十日間の時効期間が定められたという事情があります。

今回の改正は、競馬の規模も大きくなりまして、従来にも増して迅速な決済処理の要請が多くなつてきています。また、ファンの払い戻しの実態を見ますと、ファンの多くは、二週間のうちに払い戻しを行い、六十日までには大体九・五％が払い戻しを済ませておられて、時効期間を六十日間といたしましても大きな影響は生じないんじゃないかというふうな考えられることから、払戻金の、これは返還金も含めておりますが、債権の時効期間を他種競技と同じように六十日間に短縮することといたしたものでございます。

○猪熊重二君 要するに事務の便宜のためにというところで、配当金請求権の権利性というものについての認識が余りないんじゃないかならうかと思ひます。

次に、配当金に加算される特別給付金についてお伺いします。

改正法の附則二条によると、中央競馬会は、売得金の百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額、これが特別給付金ですけれども、これを交付することができると規定しています。この特別給付金というのは現存の配当金とどのような関係がありますか、時間がありませんので簡単に言つてください。

○政府委員(岩崎充利君) 第八條は、実は控除率の関係でいきますと、売得金を主催者とファンにどのように分配するかというのを決めた競馬施行上の基本ルールというふうなことでございまして、こういうことでございまして、この規定に基づく払戻金は、その主催者の経営の状況いかんにかかわらず必ずファンに支払わなければならないものだというふうな考え方をしております。

これに對しまして特別給付金は、払い戻しのルールというものは基本としながら、主催者の収益

ただ、電話投票につきましては、コンピュータと電話回線を利用した新しい方式として開発されてきたものであります。競馬法上の取り扱いをいたしましては、電話投票センターもやはりここで言う場外施設に当たるということで、施行令二条の承認を得るということであります。

○猪熊重二君 結局、さっきも申し上げたでしょう、要するに場外馬券場ということについてこの二条に書いてあるのは、設置場所はどうだと言うから設置場所は何丁目何番地です。設備の概要はどうだと、テーブルがあつてどうです、どうです。本体たる競馬場との連絡方法はどうなんだと、電話でやりますとか係員が走っていきますとか。設置の理由はどうなんだと、お客さんが競馬場だけで買ひ切れないで人がいっぱいいるんだと、こういうことは書いています。電話なんてことは一つも書いていない。要するにこの二条が予想している場外馬券場というのは、お客さんが歩いて来るか、自転車であるか、自動車であるか知らぬけれども、ともかくそこへ出向いてきて券を買って、金を払い戻してもらつてということなんですよ。それを電話なんというものは一つもないじゃないか。これは拡大解釈だ。今回やろうとしているパソコンも同じことなんだ。

こういうふうな重大な変更が農水省の役人の都合だけでできるということに非常に問題があるんです。電話だつてまあこの設備の概要の変更だ、パソコンも設備の概要の変更だ、こんなところまでこの二条を広げていいたら、法律が任せている趣旨と全く違つてくるじゃないですか。この法律をつくったときにはそんなことは予想してないんだ。この間の海部内閣の自衛隊機の派遣と同じなんです。法律の趣旨を全然変えて膨らまして変質してしまつています。この二条で電話なんということはないんだ。みんなそこでお店を上げて皆さんが買ひにきて、それで金と券とをこういふふうにして、当たつていけば逆になつて、金を払つてこうと。こういうことの場外設備なんです。電話で来るなんというものは何もない。それをそ

ういうふうな設備の概要を変えるというふうなことですりかえるということは非常に不適切であると思ふんです。

私が何でもこんな電話のことを申し上げるかという、電話による購入、今度はパソコンによる購入というふうなことは、出向いていく手間すらやめて、ばくちそのものに近づくとということをおし上げたんです。要するに、ちょっと能書きを言つて申しわけありませんけれども、先ほどから、やれギャンブルというのはいくらも気分がすつきりせぬというふうな競馬会の理事長が言つておられるけれども、要するに競馬が本場の意味のスポーツだとしたら、そこには競走はなくてもいいんです。自分が馬に乗つて、いい馬をどう走らせて、自分がどれだけ技術の向上をするか。これがスポーツのはずなんです。

今度は、そういう人が何人か集まつて、駆けつこしうじやないかということになつてやつたときに、初めて競技の問題が出てくるんです。だから、自分で乗るといふことが前提で、スポーツがあるいは競技か。これを見ている人は、これはもう単なる傍観者なんです。これをファンと呼ぶか何と呼ぶかは知らぬけれども、これは見ている人です。

このレースに金をかけたときに初めて賭博になるんじやありませんか。だから、この賭博に金かけて、刑法で言えば、偶然の輸贏に乗じて博戯もしくは賭博をなすことなんです。偶然の勝ち負けでもうかつたり損したりするといふこれがばくちなんです。これがギャンブルなんです。だから、競馬というのはいくつかあるいはゲームだとかレジャーだとか言つていけるけれども、金かけて、それで券を買つて、もうかるか損するかになつたとき、これはもうばくちそのものだといふことを前提に物を考えなきゃならぬと思ひます。

それでも競馬場へ行つて実際に競馬を見ている人は、まだレジャーとしての問題もある。それからその現場で金かければギャンブラーだ。レジャーを楽しみつつギャンブラーです。電話なんとい

うのは影も形もないのに、ただ金かけて、もうかつたか損したかです。もうかつたか損したかだけに関心があつてやることだとしたらこれはばくちそのものだ。だから、電話の馬券購入とか払い戻しは電話でするわけにいかぬから、結局どこかへ取りにいくなでしようけれどもね。銀行口座へ振り込むのか。私は競馬のことは全然知りませんのであれだけれども、これを今度またパソコンでやると。何でもそんなにばくちを国民にどんどん広げようとするのかといふことを私は大臣に聞きたいんです。

要するに、物事の出来事には影の部分と光の部分があるはずなんです。それをどのように考え、どのように評価するかはその人の人生観、世界観の問題です。ですから私は、私の申し上げていることが絶対に正しいなんていうことは一つも言つていないわけじやないんです。私は私の考えからして、こういう額に汗流さぬ金を私はもらいたいと思ふねし、国民にもそういうふうな額に汗流さぬばかりの金が欲しいといふような国民は、できるだけ少なくなつてもらいたいといふこれは私の人生観です。

だけど、そうじやなくて、株でももうけるか、宝石でももうけるか、宝くじでももうけるか、ばくちでももうけるか。しかし、一番大切なことは、競馬会の理事長に私は申し上げておきたいんです。競馬場で動いた金は、こつちの金がこつちへ行つて、あつちの金がこつちへ来たとしても、金の動きがあつただけであつて、それによつて米一粒が生産されるわけじやないし、物がどれだけ動いたわけでもない。要するに、それがギャンブルじやないですか。

大臣、こういう電話とかパソコンとかといふことで、どんなふうにかさねればよいといふふうなことじやなくて、競馬の負の面を、影の面を考へても少し自制するべきだと私は思ふんですが、大臣の所見はいかがでしょう。

○国務大臣(近藤元次君) 先生や私みたいな人ばかりいれば競馬もそう大衆化をしていかなければ

すが、現実的にはやっぱり一千万からの人間、そして場外馬券も入れれば、何らかの形で一億人程度が推定されるというふうな状況であるように承つておるわけでありまして。

一般的には、ばくち、ギャンブルというのは好まれない、そのことのイメージが悪いというふうな話もありましたし、言われることも余りいい気持ちはしないという理事長みずから言つていられるわけでありまして、そういう意味合いの中で、人間だれしもやっぱり賭博性というかギャンブル性というのがある人が、一般大衆の中に今競馬を中心にして行われておるといふ現実の中で、どうやって公正にやるかといふことがこれまたその対象になる人たちに大事な役割ではないだろうか、そのことが公営にした歴史的な意味合いだろう、こう実は認識をいたしておるわけでありまして。

電話とかパソコンという関係に至りましては、この人たちがもう全く競馬場へ一度も行かないでといふことじやなくて、かなり競馬に行き、競馬の知識もある人ではないかなと、私はそうまた一つ逆の面では認識をいたしておるわけでありまして。それがやっぱりいろいろな事情で遠隔地であつて競馬場に行けない。もう一つはのみ行為といふようなもので行われておるといふのも、現実のよう常態化をしておるといふ状況でございますので、そういう面での防止を一つはしていかなきゃならぬ。しかし家庭の中にそういうものを持ち込んで子供に与える影響というのだけはもう十二分に注意を払つていかなきゃならない点ではなからうか、そういう立場で今認識をしておるところであります。

○猪熊重二君 今回の法律改正のもとになつた考へ方の一つに、畜産局長の私的諮問機関である競馬に関する研究会の報告があるように思われまふ。これはきのうの参考人質問の際にもそのようなことが言われました。しかし、この研究会報告は、競馬の負の部分、影の部分に対する配慮など全くなしに、競馬はじゃんじゃんやりましようといふふうなことになつていふんです。なぜか、メ

ンパットの構成に問題があるんです。競馬関係者が七人、それに関連するような農林関係者が二人、マスコミが一人、競馬が好きで作家が二人、地方団体から一人と、はっきり言わしていただければ、十三人のうち客観性というか、普通の人のいうと非常に申しわけないですけども、利害関係のない人は二人しかいやせぬじゃないですか。十三人のうち十一人がもともとうけようや、もともとうけようや、もともとあしうやとやっている。そんなところの会合の結論がなぜ正当な結論になるかという点なんです。私に言わせたら、こんな今回の法改正による中央競馬会に馬主の登録要件に関する審査会をつくるかどうかと言っているけれども、それ以前に競馬そのもののありようについての検討会を農水省に持つべきだ、その場合には、そんな業界団体、利益団体の人は要らないんです。学識経験者、自分で言うのもおかしいけれども、法律関係者とか教育関係者とか言論機関の関係者、あるいは一般の消費者団体であれ社会福祉団体であれ各種の宗教団体であれ、そういう一般的な人にぜひ来ていただいて、それで競馬はどうしようというところをいろいろ聞いてみる。それが根本的に必要なことなんです。そういうこともないから、今回の競馬法の改正も何だか農水省と中央競馬会が元氣よくいきましようというだけのことじゃないですかと思うんです。

大臣、どうです、競馬に関して今回の改正法でやっているような審査会じゃなくて、今申し上げたような審査会をつくって競馬を根本的に検討してみようということをお考えになりませんか、いかがですか。

○国務大臣(近藤元次君) 衆議院から、あるいは本日参議院で御審議をいただく諸先生方の御意見を聞いて、私も競馬というのに知識がないんで、この法律を提案をする段階において事務当局から勉強させていただいたというのが実態であります。今後において私がいろんな角度から関係者に競馬のあり方等について御意見を聞く機会はいくらいい、こう思っております。

○猪熊重二君 次に、競馬の青少年に与える影響について、警察庁にも来ていただいたんで、お伺いしたいと思っております。

要するに、競馬については社会的な悪影響が各方面にあるはずなんです。根本的には国民の射幸心を盛んにすることによる勤労意欲の減退ということが根本です。そのほかにも場外馬券の問題とか家庭の崩壊、いろいろな問題がありますが、青少年の問題が一番大切なんです。

警察庁にお伺いします。

決算委員会では喜岡委員が伺ったんですけども、この委員会では初めてですので、昨年ないしことしにおいて警察庁が競馬法二十八条違反もしくはその他の法令に基づいて競馬に関連して未成年者を補導ないし保護処分等をした人数及びその取り締まった場所についてお伺いしたい。

○説明員(吉原文司君) ただいまの御下問でございますが、競馬法二十八条に違反した未成年者は、平成元年中は五百四十六人、平成二年中は六百七十七人になっております。また競馬法関係では、二十八条以外としたしましては、いわゆるのみ行為で検挙した少年が平成元年中六人、平成二年中七人となっております。なお、競馬法以外の関係法令違反につきましては把握いたしておりません。

○猪熊重二君 今の数字、数百人の少年が家庭裁判所へ行って、親も心配して、競馬がなければそういうことはいわねえんです。いずれにせよ、こういう取り締まりをしてみて、これが全体的な状況の中でこの何倍ぐらいかという予測的なことはどんな感想をお持ちでしょうか。

○説明員(吉原文司君) 予測は甚だ難しいわけですが、例えば一例といたしまして警視庁が昨年一年間で、これは家庭裁判所に送致しない者でございますが、補導した少年の数が八百四十名に上っております。また、ことし三月末現在では九百名強に上っておりますので、大体全国的にもこういうふうな感じではなからうかと考えます。

○猪熊重二君 この青少年の補導に関して、中央競馬会との連携とか、中央競馬会からこうしてほしいとか、そういうふうな点はどうなっておりますでしょうか。

○説明員(吉原文司君) 競馬場または場外馬券場でございますが、こういったところを管轄いたします各都道府県警察におきまして、警察本部とそれから所轄警察署で定期的に行われる会議とか、必要に応じて随時中央競馬会それから地方競馬場それから場外馬券場の管理者の方々と責任者の方々に対しまして未成年者が馬券を購入しないための広報活動、すなわち看板とか場内テレビとか、そういったものでございますが、または監視活動、これは警備員によります場内の未成年者への注意、指導、こういったことにつきまして、未成年者に対する馬券購入防止対策等につきまして必要な措置がとられるよう要請いたしておるところでございます。

○猪熊重二君 中央競馬会にお伺いします。

中央競馬会では、例えば場内もしくは場外馬券場、この辺における青少年の虞犯行為等の取り締まり、それはどうしているかというところが一点、それからこれに関して警察との程度というふうな連携なり協議なりをやっているか、この二点についてお伺いします。

○参考人(渡邊五郎君) お答えします。

私も場内、場外にわたりまして警備の担当なりそれぞれ窓口におきましてこうした点の補導といいますが、指導、注意をいたしております。件数で私どもの関係を申し上げますと、平成二年の指導した件数は九千六百六十六件でございます。場内が七百三十四人、場外が八千九百三十二人、さらに平成三年に入りまして三月十七日まで開催がありましたこれまでのもので申し上げますと、三千八百七十三人、そのうち場内が三百五十五人、場外が三千三百一十八人となっております。傾向からしますと、平成三年に入りまして時期からしますとかなりふえておる状況でございます。なお私どもとしてはさらに警備員の配置を多

くいたしましてこうした指導に万全を期したい、こういうふうに考えております。

なお、警察関係の方とは、まず競馬の開催日におきましては、それぞれ競馬場、私どもの場外の売り場におきまして臨場される警察官がいっぱいいます。現場でよく打ち合わせをいたしまして、場内の秩序維持なり青少年対策の連携、指導をいたすとともに、開催終了後には遅滞なく警察官の方へ私どもから警備状況の報告をするようにいたしております。特に春休み、夏休みの期間においては重点的にこうした点に配慮しております。また、競馬場及び場外発売所の警備の担当官は所轄の警察署の担当者で定期的に連絡をいたしまして、青少年対策あるいは場内の警備対策、交通対策、保安対策、こうした面について打ち合わせをしておりますし、本会の本部の方でも私どものサービス推進部という部がありますが、警察庁の保安部と随時相談しながら私どもの指導なり運営の徹底を期したい、こういうふうにいたしておるところでございます。

○猪熊重二君 いろいろ競馬会にも申し上げたいんですけども、時間がないので警察庁にお伺いします。

今回の法改正で青少年自体は馬券を買っても処罰されないことになりました。今回の改正法は売った譲り渡した人間を処罰するということになりましたが、この法改正によって、要するに未成年者自体は処罰されないということになった、この件が取り締まりに対して及ぼす影響の問題が一点。

もう一点は、電話だとか、まあパソコンはまだ実施していないんですけども、電話による未成年者の馬券購入なんというものは取り締まる方法があるのかないのか、五十一年からやっているんですけども、取り締まったことはあるのかどうなのか、簡単にお伺いします。

○説明員(吉原文司君) 今御指摘のように今回の競馬法改正法案で未成年者の馬券購入に関する罰則はなくなつたわけですが、その結果、

今後馬券を購入します未成年者を事件検挙することとはできなくなるわけですが、未成年者が馬券を購入する行為そのものにつきましては、やはり改正法案におきましても二十八条で、勝馬投票券の購入等の制限の規定が設けられていることとでございますので、購入した未成年者に対しては今後注意、指導するなどいたしまして、適切に処理していきたい、こういうふうに考えております。

それから、電話により馬券購入につきましては昭和五十一年以来行われておりますけれども、今のところこれにつきまして事件送致した事例はございません。しかしながら、仮にこうした電話等で馬券を購入した事実が確認できますれば、未成年者に対する健全育成の観点からいたしまして、保護者ともども適切に注意、指導するように措置してまいりたい、こういうふうに考えております。

○猪熊重二君 実際問題として、電話による未成年者の馬券購入あるいはパソコンによる馬券購入などというのは、通信の秘密や各種の面からしてほとんど警察の取り締まりなんかできないと私は思う。そうしたら、こんな未成年者の馬券購入などというものが有名無実になる。大人だけでなく子供までくちの中に巻き込む方法だと私は思うんです。ともかく電話の問題あるいはパソコンの問題、よく検討していただきたいと思う。

局長にお伺いしますが、今度は馬券売り場で未成年者に馬券を売った人が処罰される、発売に係る行為をした者が処罰される、だから売る人も気をつけなきゃいけません。しかし、売る人が処罰されるだけで、何で雇用者である中央競馬会の理事長を含めた理事者が、あるいは中央競馬会そのものが処罰されないんですか。普通ある団体の職員が職務の執行に関して違法行為をやれば罰則規定というのは当然にある。これに罰則規定がない理由はどこにあるんですか。

○政府委員(岩崎充利君) 今回勝馬投票券の発売に係る行為をした者が知らながら発売に係ります

行為をすることについて抑止するというところでございますので、そういうことで購入禁止の立法趣旨は達成される。それ以上に特殊法人であります競馬会や、または地方の施行者であります地方公共団体といった公的団体を処罰するということがいかにかというところで、今回のような規定になった次第でございます。

○猪熊重二君 競馬会の理事長にお伺いします。要するに、去年一年間の中央競馬会の入場者数は千三十八万人だとうおっしゃる。千三十八万人のファンがいる、ファンがいるとうおっしゃる。先ほど細谷先生も一億人の中の千一万人だからと、こうおっしゃる。しかし、私は年間開催した競馬の回数が二百八十八回で、仮にの話、この二百八十八回の競馬に同じ人間がもし全部行ったとしたら、三万五千人にすぎないんです。よろしいですか。延べ人口としては千三十八万人のファンだファンだと言うけれども、一人の人が二百八十八回全部行ったと勘定したら三万五千人のファンしかないんです。大体千三十八万人という数字は数字で一つの正しい数字だけれども、その数字を分析するためには、だれがだれだけ行っているか見なきゃわかりません。これについて一言理事長の御返事を伺って終わります。

○参考人(渡邊五郎君) これは入場者の延べ数でございますから、実数ではございません。そうした動向については抽出的に私も調査いたしておりますけれども、実数というのはまだつかんでおりません。

○猪熊重二君 そこをよく調べてからそういう数字も言ってもらわねと、一千万人のファンだ、一千万人の国民がばくちをやっているんだということじゃ困るんです。

以上、終わります。

○林紀子君 今回の法改正に当たっては、競馬の公正確保ということが非常に大きかったわけでありまして、これは大変重要なことだと思います。しかし、今までの実情を見ますと、きのうの参考人質問でも例を挙げさせていただきましたが、昨

年の六月には、大井競馬場を舞台に地方競馬のトップクラスの騎手が、自分が出走するレースの前に勝敗の予想を暴力団員を通じて客に情報流して現金を受け取ったということで、競馬法違反で逮捕されているという事件がありました。また、その前、一九八八年の四月には、船橋競馬場に厩舎を持つ調教師が暴力団と深い関係のある主犯格の男に加担して食品会社を脅迫していた。さらに、この調教師はこの暴力団とかかわりのある男から競走馬を預かっていたという報道がありました。

競馬の公正確保を図っていくためには、こうした競馬と暴力団とかかわりをなくして健全化を図っていくということが大変大きい問題だと思いますが、農水省は中央競馬会や地方競馬全国協会に對しましてどのような指導徹底を図っているのか、基本的な部分ですので、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(近藤元次君) 今先生から挙げられたような事件にかかわって暴力団が関与していたというようなことは、せっかく競馬が大衆娯楽化を安定させていきたいところと考えておるときに、競馬の信頼というものが何よりも大切だと思うわけでありまして、そのためには競馬を公正に行う、明朗にする、こういう観点が大衆の信頼を回復するわけでありまして、今回の改正に伴って、内容的に馬主や調教師や騎手の資格制度を厳格にして、少なくとも暴力団関係者を排除するという予定にさせていただいておるわけでありまして、いづれにしても、これだけが暴力団排除じゃございませんけれども、この趣旨を踏まえて競馬開催に当たってあらゆる角度から暴力団対策は強化をしていきたい、こう考えております。

○林紀子君 それに関連いたしました、中央競馬会法十八条の二では、中央競馬会に審査会を置くということがうたわれているわけですが、審査会のメンバーはどういうメンバーになるのかというような質問は午前中ありましたので、この審査会では、馬主が暴力団関係者に、また調教師や騎手

が暴力団関係者にかかわっているかどうか、そういうことが本当に判断できるようなシステムになっているのかどうか、せっかくこういう審査会を設けて公正確保ということを言っているとしても実際にこれができるのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○政府委員(岩崎充利君) 今回、審査会を設けまして、馬主登録あるいは調教師なり騎手免許等々につきまして審査会で行っているやっていたかどうか、この審査会そのものについては、馬主登録の場合に例えば調教師なんかも含めまして暴力団の関係かどうか等々につきましては、事前にスタッフ等々によりまして十分調査した上でそういう形に上がってくるということで、私どももいたしまして、現実にはそういう禁止、欠格事項というのを今回省令におきまして決めていますので、それにつきまして事前調査ということも含めて十分対応してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○林紀子君 これはぜひ厳格にやっていただきたいと思っております。質問するわけですが、その事前調査というのがきちんとしてできるものなのかどうか。例えば警察の方からはこういう人間は暴力団関係者であるというような情報というものは、簡単に、プライバシーとの関係もありまして、と来るのかどうかという心配もあるわけですね。そういう面でも本当にこの暴力団関係、そういうものを排除していきけるのかどうかということを競馬会の方にお伺いしたいと思います。

○参考人(渡邊五郎君) 御指摘のそうした問題につきまして、これまで私も馬主登録審査委員会等でもいたしております。私も地方競馬全国協会と両方で競馬保安協会という協会を持っておりまして、これはこうした方面の競馬にまつさまざまな不正なものについて常に監視する機関として私もそういう団体を設立いたしました。そちらの方面から警察その他と御連絡をとり、情報を交換して、私どもとしてはかなりの確

度の情報は得られている、こう考えております。
○林紀子君 今までの論議の中でも、やはり競馬というものはギャンブルという性格がどうしてもつきまとうということがありますので、そのギャンブルの性格のところは暴力団というのがまた絡んできて、暴力団の資金源ということでこれが利用されるというようなことがあつてはならないと思ひますので、この審査会というものは、これからの問題でしようけれども、ぜひここを厳正にやっていたいただきたいことをお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、公正確保を図っていくという点で、これまで中央競馬会の決算につきましては農水省への報告義務ということになつていたと思ひますが、今回の改正に合わせて報告を受けて承認できるかどうか検討されるということになつたと思ひますが、これはどういうことで承認ということになつたのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 従来からも日本中央競馬会は剰余金の二分の一を国庫納付するということになつております。これまでも実質的には剰余金の確定の過程で財務諸表については農林水産大臣がかなりチェックしていたということはござい

【理事北修二君退席、委員長着席】

今回新たに競馬会の剰余金を活用した事業を行う、先ほどからも御説明しているとおり、そういうような事業を行うということから、従来よりも一層財務諸表のチェックというものを厳重に行う必要が生じるということ、それから他の政府全額出資の特殊法人につきましても、財務諸表を主務大臣の承認にかからしめるというようになつておるような形で競馬会の売上金がまた膨大なものともなつてきておるようですので、その財務運営が社会的にも注目されるようになってきていて農林水産大臣の承認にかからせるということにいたしました次第でございます。

○林紀子君 そういう意味では確かに膨大なお金になつてきているわけですので、決算は報告から承認ということではそれが妥当だと思ひわけですが、そういう意味では農水省が承認をすればいいわけですが、私も今回の法改正に当たりまして、資料として競馬会の一九九〇年度の決算をいただいたわけなんです、それを見て主な項目というが、非常に大きな項目しか書いてなくて、細目というのがなかなかわからなかつたもので、それからもう少し細目がわかるようなものをいただきたいというのをお願いしたわけなんです、その一部に限つての細目だけを教えていただいたという状況だつたわけなんです。

今回は財務諸表など各事務所に備えておかなければならないということももうたわれていて、それで、そういう意味では、国会の承認ではもちろんありませんけれども、私たちが見せていただきたいということをお願いした場合には、透明性を高めるという意味でもぜひそういう資料も細かなものもお出しいただきたいということをお願いしたいと思ひますが、理事長さんの方がございしょうか、それは農水省の方に聞きしらしたいので

○政府委員(岩崎充利君) 必要に応じまして提出させていただきますというふうに思つております。

○林紀子君 それから、今回の改正では、「馬丁」という用語を「競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改めるとしているわけですね。競走馬の飼養をする者というのは既務員のこと、また調教を補助する者というのは調教助手のこと、こう読んでいいと思ひますが、いかがでしょうか。そして、それをどうして既務員とか調教助手とか、こういう言葉ではっきり書かなかつたのか、それもちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) ここで言います「競走馬の飼養又は調教を補助する者」ということにつきましては、いわゆるこれまでの既務員のほかに中央競馬の調教助手それから騎手候補者、それ

ら地方競馬の騎手候補生ということも含めております。

具体的にどうして書かなかつたかということなんですが、実はこれは法律上の用語ということではございせん、やはり法律上規定することになりましてその実態を書くということでございますので、「競走馬の飼養又は調教を補助する者」ということでございしますが、その規定させておる方々は今申ししたような方々である、こういうことでございします。

○林紀子君 私がこういうことをどうして伺つたかといいますと、この「馬丁」という用語、車夫、馬丁のたぐいというようなことで大変今まで苦勞をしてきたんだということを、古くからこういうお仕事をなさっている方に実情を伺つたわけですね。ですから、こういう言葉をきちんと改正するということは、まあ遅きに失したということではないかと思ひますが、非常にこれはいいことだと思ひわけなんです。しかし、名前だけ変えて中身は昔と変わらないというのではそれまた困るわけですね、特に職種として調教助手というのをはっきり認めたということはこれで確認をしてよろしいわけですね。

○参考人(渡邊五郎君) 調教助手につきましては、私どもの内部の規定では従来から認めてきたわけでございます。今回法律におきまして「調教を補助する者」ということで認められた。この点につきましては、やはり調教助手の活躍といひますか、活動自体が相当影響もございしますので、そういう方々をこれから私どもとしては認めていく立場に立つと思ひます。

○林紀子君 きのう渡邊理事長さんのお話で、美浦と栗東には合計六百八十九人の調教助手がいるというお話伺いましたが、今回の措置を契機にぜひ調教助手の身分の安定、責任に応じた賃金と手当、こういうものを支給するように中央競馬会から調教師の方を指導するべきではないかというふうにも思ひますが、いかがでしょうか。

ように調教師との雇用契約になるわけでございます。これからの調教助手の活躍、それぞれの働きに応じて調教師が当然判断されることと思ひますが、私どもとしては、調教助手の方々にこれまでほかの方と同じような賞のようなものも出ていないというふうな違い等については、できるだけそういう面で私どものできる面では調教助手の人の地位を向上してさしあげたい、こう思つております。

○林紀子君 きのうも触れましたけれども、こうした既務員や調教助手の方々の時短とか週休二日制の問題、これは調教師会の資料ということで私も拝見をしたんですけれども、こうした方々は年次有給休暇の取得率三割程度、年間有給休暇二十日持っている人は二週間分を捨てている。また八七年の労働省の全国平均労働時間数というのが二千六百六十八時間だけれども、既務員、調教助手の方たちは二千五百三十六時間、平均の労働者よりも一年間に一月半も長く働いているのだという資料を見させていただいたわけなんです。

これに加えて、やはり生き物が相手だということ、時短、週休二日制ということとはさらに先の道のりだということをつくづく感じるわけですが、これも、きのうのお話ではこういう労働条件の改善についても四者で話し合いを進められていらつしやるということだつたわけですが、今既務員や調教助手の方たちの方から提案されているというところで、普通一人の調教師さんが二十頭持っていたら、調教助手の方が三人と既務員が十人で、平均十三人ということだというふうに向つてい

わけですね。それをもう一人ふやして、例えば既務員が九人でそれから調教助手が三人で、あと調教助手と既務員の仕事もできる二人というふうな形で、十人という形で一人でもふやしたらこういうような休暇もとれていくのではないか、馬の世話も輪番制をとってローテーションを組みながらこなしていけるのではないかと、これを労働組合の方

は提案をしているという話も聞いたんですが、こういうふうな人員増というのを調教師の方にぜひ指導をするといいますが、中央競馬会の方でも積極的に言っていくというお考えはありませんでしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) 先ほども申し上げましたけれども、こうした既務員の方あるいは調教師の方にはそれぞれ調教師との雇用契約になりますのと、これの資金のともとなりますが、これ自体は馬主さんの方からそれぞれの頭当たりの料金等を中心にしていただいております。

したがって、いろいろのお話なり御提案があることは承知しておりますけれども、馬主さんなりも含めてこうした話については相互によくお話し合いをなさっておるものと思っております。ただ、私も全体として、今の現在とられております体制自体につきまして、今後の持ち馬制の見直しとか既合作業の共同化、あるいは休日の交代の導入等、既合の管理方式なり、私どもの方でいろいろ調べて参考になることは申し上げていきたい、そういう形でこうした問題に当たってきたい、こういうふうに思っております。

○林紀子君 きのお話をいたしました、労働災害というのが大変多い。一番危険だと言われている建設業の十五倍という指標に上るといってお話も聞いておりますけれども、やはり人手をふやして、そして大変きりきりした中で仕事をすることはなくて、やはり余裕を持った仕事をすることが労働災害を減らしていくという意味でも一つ大きな役割を果たすのではないかと思います。競馬会の方だけではこれは解決できない問題かもしれないが、ぜひ競馬会の方がそういう形で主導権を持っていたら、労働条件の改善、休暇もとれるようにということも考えていただけたらいいということをお願いしたいと思っております。

それから、今回の改正では今後発生する剰余金を有効活用するため、中央競馬会法の二十条二項三号の中に「競馬の健全な発展を図るため必要な業務」とあり、農水省令で定めるとされておりますが、この中には騎手などの福利厚生増進のための事業が含まれているというふうに解釈をしております。よろしいでしょうか。

○政府委員(岩崎利君) そういうふうに考えております。

○林紀子君 この騎手等の等という中にはいろいろ質問をいたしました調教師、調教助手、既務員、こういう方たちも含めて考えてよろしいわけですね。

○参考人(渡邊五郎君) 騎手の労働災害は、特に騎乗をしている場合にはかなりのスピードで落馬して、非常に有名な騎手でいまだに回復がおぼつかないような方もいらっしゃる。そうした問題についてという御提案があつて、それからそうした福利厚生というような問題が出ております。ただ、私もその既務員さんのことにつきまして、競馬会自体の方でもそれなりにこれまで福利厚生関係の措置をとってきまして、そうしたものの整合性を考えていかなければならないかと思っております。

○林紀子君 三兆円産業で間もなく四兆円にも売上げがなるのではないかと、ぜひ一番大もて支えているこうした騎手や調教師、調教助手、既務員といった方々にも十分還元をしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

あと時間がちょっとありますので、きょう午前中喜岡委員の方からお話がありましたけれども、私も場外馬券売り場の問題で、事前にお尋ねするといふふうに申し上げておりましたけれども、ちょっとお伺いしたいと思っております。

喜岡委員のお話にもありましたけれども、場外馬券売り場を設置するときに、同意を求めた地元の見解というのを町内会というふうにして、あるいは御説明が今までありましたけれども、やはり町内会を地元というふうなイコールとして見るのは大変無理があるのではないかと、いうふうに私も思うわけです。

といいますのは、岡山の新福場外馬券売り場、これは競馬会の方からもうあそこは地元の意見が成り立たないので取りやめというお話を衆議院のこの委員会の場でもお聞きいたしましたので、これは一件落着くということなんですけれども、この新福場外馬券売り場の場合はそもそも町内会に正規に賛成をした。ただし、その町内会がそれだけの地元の人たちの意向が反映できていたかどうか、という、その後町内会そのものがこの場外馬券売り場の設置の問題で真二つに割れてしまったわけですね。真二つというのは、少数派といいますが、賛成した方が二十軒で、そして新たに反対だということとつづられた町内会には三百軒の人たちがいる。そういう状況になってしまったという話を伺ったわけです。

ですから確かに中央競馬会の方から見ましたら適法的に地元の同意は得ているんだということになるのかもしれないんですが、実際はそうではなかったというわけですから、やはり地元の意向というのを町内会の会長さんの判をいってもらったと、自治会長さんの判をいってもらったからそれでいいというのには無理があるんじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○参考人(渡邊五郎君) 多少先ほどのお話の蒸し返しになって恐縮でございますけれども、私も町内会の同意は周辺の町内会から私どもなりにこれは適法と、特別な法律があるわけではないんですが、適法なものと考えておりました。実はあの地域についてはむしろ私どもの理解しておりますのは、教育上の問題で、ここはPTAの団体の方がなお話し合いをすべきであるという御要請があった件でございます。去年の十二月の末以来誠意をもって話し合うということで、私も十数回にわたって呼びかけておりますが、いまだにそういう機会を得ておられないわけでございます。したがって、私も、同意の問題については現在そういうふうな地元から出ておりませんので、むしろお約束をいたしました誠意をもって話し合いをする機会を得るようには懸命に目下努力しております。

る案件でございます。

○林紀子君 今ちょっと私の説明が悪かったのかもしれないんですが、私は岡山のことを申し上げていたんです。ですから、岡山は一件落着きにはなっておりませんけれども、今までの経験からいいますと、町内会を地元と、イコールとして見るのは無理がある。喜岡委員のお話も、ですからそのとおりだということに私は思っています。

それからあと、あそこは岡山では市議会が反対決議を上げたということで、最終的にはこれがもう建設できないということになったと思うのですが、やはり交通の面とかそれからまたどういう地域に、先ほど香川の例では文教地区であるとかそういうところにつくるといふことで無理があるわけですから、市の同意また市の意向をぜひ聞いていただきたいということもあわせてお願いしたいと思っております。

○委員長(吉川博君) 簡潔に答弁願います。

○参考人(渡邊五郎君) 私ども、市の場合には町内会、市は大変広域でございますから、全体的にとるわけにはいかないだろうという本省の指導を受けまして、影響が及ぶ町内会でもともとそういうことを考えておるわけでございます。

○井上哲夫君 私も実は、競馬の法律改正ということで素人でございますが、質問事項はたくさん用意したんですが、かなり重複をしておりますので、今一生懸命頭の中で質問事項の練り直しをしております。それで、渡邊参考人にも質問をしたいと思いますので、これまでに法律で規定をされていた事柄、開催場所、開催日数その他、こういうものが今回の法律の改正で省令で定められることになった。それは今猶懸念委員会の方から質問をされたわけでありまして、この省令に変えたということ、一つには他の公営ギャンブルといいますが、競輪、競艇、オート等の規定で皆そうなのではないかというところから横並びにしたい。もう一つの現実的な理由は、よりきめ細かくできるのではないかと、いうふうな御説明だったと思うんですが、確かに

に他の法令、例えばモーターボート競走法ですが、そういう法令を見ますとそのような趣旨のことがうかがえるわけですが、一方では競馬法の場合には畜産振興などのために四分の三を使つて、四分の一を国民の福利増進のために使う、他の公営のギャンブル法といいますが、そういう法にはそういう制約はないわけですが、国民の福祉のために使うお金を四分の一で限定しているような趣旨の規定はない。その辺は横並びにできなかった理由はどういうところでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 一つは競馬の沿革というのがあるんだらうというふうに思つております。これは、うちの方は戦前からいふんな形で競馬ということをやられております。競馬の目的につきましても、畜産の振興と国及び地方公共団体の財政への寄与。それからもう一つは、国民大衆にレジャーを提供するというところでございまして、そういう形の中で競馬というのがやられてきた。現実には、昭和二十九年に中央競馬会ができました。その中央競馬会の目的におきましても畜産の振興に寄与するためにやるということがはつきり述べられております。そういう状況の中で、中央競馬会から国庫納付するものにつぎましては、その大宗を畜産の振興に寄与するというもので、その大部分というのが四分の三である、残りの残りというあれですが、四分の一につぎましては社会保障で使う、こういう形になっておりまして、そこところがほかの公営競技とは少し違つております。

○井上哲夫君 私には必ずしも四分の三を畜産振興に使うのはけしからぬと、こういう趣旨ではあります。今局長がお答えになられたような趣旨からそうなっているんだと。

もう一つ、実は前の昭和三十一年の改正のときには、たしかその当時は場外馬券発売所については今回の背景と全く違つて、競馬の賭博性を抑制するためにふやさないというか、認めないというか、そういう方向で善処されたというふうな委員会の決議がありました。今回はそれから

二十数年、世の中変わった、国民的レジャーになった、あるいは明るい健全な競馬というものが国民の各層に浸透してきたというふうなことから、議論を別の角度からしているわけではあります。こういうふうな形になつても、なお福祉の目的は四分の一の範囲であるという点については、どのように理解したいらいいんでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 実は四分の一になりましたのは経緯がございまして、昭和二十九年に中央競馬会法につきまして法案を提出したとき、これは衆議院でございまして、衆議院の議員修正という形で四分の一の社会保障というものが入つたような次第でございまして、そういうような経緯的なこともございまして、これは院の御趣旨でもあるというふうな形の中で、私どもとしてはやはりそういうものを尊重すべきであらうということも一つの原因というところでございまして。

○井上哲夫君 私は、きのうの参考人のお話、きょうの委員会質疑を聞いておりました。率直に素人ながら感じたことは、けさほどの高松の場外馬券の発売所ですか、その問題で質問者と答弁の方でやるやりとりがなされたわけですが、畜産振興の目的のために競馬は他の公営ギャンブルと違って、益金の使途についてもいふんな制約があるんだという精神に立ち戻らなければ、先ほど来、るる言われております地元同意云々の問題について、やはり慎重な上に慎重に対処せざるを得ないんじゃないか。その点でむやみに売り上げの増加を求めるといふことはこの法律の全体の趣旨からいへばどんな外れていく、そのような感じをきよう持つに至つたわけではあります。その点いかがでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 私ども売り上げの増加を追い求めるということではなくして、場外馬券場の設置につきましては、それぞれの地域に競馬につきましてもファンの方々がかなりいるというところが一つございまして、それからもう一つは、のみ行為というものをいかにして防止できるかというふうなこと等も含めまして、ファンに対する要

請にこたえる、また、のみ行為の防止にもつながらというふうなことで、場外馬券場の設置につきましても地元の御了解が得られるならばこれを設置するという考えに立っているということではあります。

○井上哲夫君 この町内会の同意云々は再三再四質問されておりますのでこれ以上踏み込むことはありませぬけれども、町内会の代表者の同意ぐらゐり世の中不安定なものは実はない。私は裁判所の調停委員をやつておりましたときにいろいろ出くわしたわけではあります。電波障害やその他の公害紛争の調停では、町内会が同意を与えていても、一部の町民の方がやむにやまれずその他のところへ駆け込み的に何とかならないかという形で出てくると。全体の同意をどのように把握するかという点は大変難しいところですが、今ある議論がされていきますように、やはり安全な上にも確実に慎重というところになると、町内会の同意だけじゃなくて市町村の首長の意見なり、そういうものも酌み取つていくのはもう当然になつてくる。その点ではけさ大臣も、その明確な基準をとにかく今すぐという、あるいはそのことがすぐどうこうということにはならないという趣旨の御答弁がありまして、現実にはそういう趣旨の御答弁が一刻も早くつくつていただくことは一番急がなければならぬことではないだろうかと思つてございまして、大臣、いわば私は今この質問はあらかじめ御通告申し上げておりましたので、大変失礼ですが、よろしく願ひいたします。

○國務大臣(近藤元次君) 種々本法案に限らず、場外馬券売り場の問題というのはいちいちいろいろ内部的の問題があつたことを承知いたしておるわけでありまして、この今問題に間に合うかどうかかわりませぬけれども、これはだから意見を聞いたらいいかということもまだ頭の中整理ができておりませぬけれども、何らかの基準を設ける必要があるという気持ちで私は対処していきたい、こう思つておるわけでありまして。ただ、今

出てるその高松の問題に間に合うか間に合わないかということとはこれは別にして、基準は設けていきたい、こう思つておるわけでありまして。

町内会の同意というものは、ある意味では私は非常に難しい同意を求めることだ、むしろ市長さんの同意より面倒かもしれない。そして、より地域的に直接的な人々たちから同意を求めるといふのは同意をとるときの手続の問題であつて、私は手続がきちんとおればむしろこっちの方がいいのではないのかという気持ちでいふことは持つておるわけでありまして、むしろ市長さんの方の方がどちらかといへばとりやすい面もあるのか、そんな感じをさしてずつとやりとりを分科会のときから聞かせていただいております。それから、そういう点も私もまだ整理がつきませんのでお答えをばかしておりましたが、将来にわたつては何かの基準的なものを設けるということについては、衆議院でも私は答弁をしておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○井上哲夫君 もう一点は、これも正確に御通告は申し上げてないんですが、今回公正さの確保のために審査会を設置する、そのことは大変結構なことだと思つております。審査会のはかにこれまで日本中央競馬会では運営審議会というんですか、関係者との間で協議をするという運営審議会、どういふ名前が正確には知りませんが、そういうふうな組織があつたということではあります。その審議会の方とこれから発足をさせる審査会の方とはどういふふうにかかっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(渡邊五郎君) 運営審議会は日本中央競馬会法に設置されておりました。農林水産大臣の任命によります機関でございまして、競馬会の業務運営を公正かつ明朗に行うためにさまざまな立場の方の意見を聞くということで構成されるわけではありますけれども、この運営審議会の特徴としては、業務全般の基本的な事項を中心にしたしまして、利害関係のある方も入つていただく。

もちろん中立的な方もいらっしゃるかもしれませんが、例え馬主、調教師の方とか、そういう競馬に利害関係のある方に入っても運営の基本的事項を諮問するというふうになっておるわけでございます。

今回の審査会は、むしろ馬主登録等につきまして、公正中立な第三者機関的なものとして学識経験者によりまして、利害関係者を除いて公正確保のために設置する、こういうふうな私どもも考えております。その業務についても法律上明記して、馬主の登録の関係、調教師の問題、騎手の問題、あるいは騎手のこれはアビールと私どもも言っておりますが、処分に対する不服審査、こういういふば多少行政的なことについての審査をするという機関と考えております。

○井上哲夫君 これは御質問というよりお願いなんですけれども、その公正さの確保、そのために審査会も設置をする、あるいは公正さの確保が競馬が健全かつ大衆レジャーになっていく最後の唯一の支えであるというふうなことからいいますと、じゃ公正さの確保はどうしたらいいかと。実は公正さの確保は、非常に独断と偏見で申し上げれば、情報をもとに開示する、公開することが本来最大の公正さの確保である。

先ほど猪熊委員もおっしゃいましたが、今回競馬に関する研究会の報告書が出た。しかし、これはほとんど競馬に対してまあいわば熱狂的というか、あるいは熱狂的でないにしても理解を持ってある人の集まりで、同好会の研究報告だと、言ってしまう。本来公正さを担保するためには、あんな人は入ってもらいたくないというふうな人をあえて入れて、こんなことは関係者に知らせたくないというのをあえてオープンする、こういうことが実は公正さの確保になるかと思うんですが、その点で私としてはぜひできる限りその方向でやっていただきたいというお願いを申し上げたいと思います。これは答弁を求めますと善処しますというふうになってしましますので求めませんけれども、そこに本当の問題点があるし、公正さ

の確保ができなければ競馬に対してはプラス志向よりもマイナス志向が多くなっていくというか、強くなっていくことになりかねないと思いますのでお願いをしたいと思います。

特に、今回審査会のメンバーについて先ほど来学識経験者を中心にしてというふうなお答えをいただきましたが、国民の各層の人から選ばれるようなそういう御配慮をいただきたいことをお願いして質問を終わります。

○橋本孝一郎君 通告した質問をできるだけ重複しないように尋ねたいと思いますので、もし重複していたら簡単にしてもいいと思います。

そこでまず最初に、非常に抽象的かもしれませんが、大臣にお尋ねしたいんですけれども、今まで述べられた中で、競馬が非常に最近、健全レジャーという言葉がいいのかどうか知りませんが、国民のレジャー活動の中で非常に数を占めてきた。レジャー白書によりますれば、何か一年間に一回行ったことのある人を入れますとゴルフが四割で競馬が二割というので非常に急速にふえてきておるようであります。そういうことから国民的レジャーという言葉も出てくるのかもしませんけれども、今回の競馬法の改正で、競馬法それから日本中央競馬会法を見ましても、競馬の目的というものがはっきり示されていないのでありますけれども、競馬の目的や役割というものが、競馬の環境変化が起きているわけでありまして、競馬の社会における位置づけというんでしょ、あるいは競馬の果たすべき役割と言った方が適当なんでしょうか、そういったことについて大臣の御所見をまずお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君) 競馬法は、競馬を運営することでありまして、目的が明確になつていないのかもしれませんけれども、現状、先ほど来お話のございましたように大衆化をして、一千万人、猪熊先生にまたしかられるかも知れませんが、延べ人口にして一千万という状態でございまして、特に女性層が参加をしたり若年層になつておるということとは一つは大衆的になったことを意味することだろう、こう思うわけでありまして、このことは少なくとも公営競馬の中の大きな役割を示しておるわけでありまして、国民に信頼されるものでなければならぬ、こう思っております。

その建前からすれば、公正でなければならぬし、明朗でなければならぬことは当然のことです。ありますが、そういう段階で少なくとも暴力団を排除するとかのみ行為を排除するとか、そういう不正が行われないということがまず前提でなければいけない、こう考えておるわけでありまして、そういう意味での法的のいわば改正をさせていただいたわけでありまして、これだけ大型になると剰余金が出て、剰余金も一定の額を積んで、競馬関係者の一たん緩急のあるときにも十分ではないだろうか、こういうことで剰余金の今度は使途についてもまたファンに理解と納得のいただけるような状態にしたい、こういうことで法律改正をさせていただいたわけでありまして。

○橋本孝一郎君 いわゆるファン一千万問題、猪熊先生からもその分析がありましたし、私もやってみたら実数との差があるように思うんですが、実態はつかめませんが、いわゆる公正さを保つために、あるいはまた健全なレジャーとして育つために大変努力されておることは私は評価したいと思います。例えば先ほどまでの場外馬券売り場の用地取得、これ一つ聞かしてもなかなか同意なんというのは大変なことでありまして、むしろ僕はその同意を得るために中央競馬会の職員が現地で苦勞しておるのがむしろ気の毒なぐらいな感じがするわけです。よくわかるんですが、その気持ち、それでもなかなか努力しても進まない。一方、一般的には何となくまだレジャーとして定着しない部分がある、こういうややこしいものであります、大変苦勞するわけですね。

そしてファンサービスといいますが、ファンでもいろいろな種類があるわけでありまして、本

当のいわゆる勝ち負けだけでファンになつてする人とか、あるいは本場に日曜家族連れで広い競馬場にオンズを吸いに行きいわゆる健全なレジャーもありまされども、そういうファンサービスをする場合に、どこに最も期待するのでしょうか、理想という言葉がいらないでしようか、期待するファン像といいたうか、そういうものもやはりある程度の確にみながらそこに目を当てていくというサービスをやらないとファンサービスにもなっていない。全部にということはもう不可能なことでありまして、すべて一割や二割はロスはあると思ひますから、できるだけ多くの層に対してそういう日を当てていくという必要があると思ひますけれども、どういふふうなファン層を期待しておるのか、ひとつお伝え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(近藤元次君) できれば今日の労働環境なり社会環境なり生活環境が変わつてまいりましたので、余暇を競馬場に来て過ごしてもらいたいという意味合いでは、家族的にきていただくような競馬場の整備はぜひ必要だということに、家族的で本場に競馬に親しんでいただくという、馬に親しみを持つという、またそういうところに参加をして競馬を見るという、そういう関係者にひとつその定着をさせていくことが本来のファンサービスということになるんだらうと思うわけでありまして。ギャンブル専門にだけやっておることは層が限定をされていきますし、層が薄くなることは競馬の将来というものに決してプラスにはならぬのだから、こう理解をいたしております。

○橋本孝一郎君 次に、競馬の開放という面から、ちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。日本の競走馬は外国産に比べて競走能力が劣つておるということが今までよく言われました。一方、賞金面では調べますとそうじゃなくて二位以下にも随分厚い。外国に比べれば有利な状況にあるようでもあります。世界の生産者会議など国際的な場においても外国産馬の出場を制限している日

本の競馬制限の閉鎖性が指摘されて、国際化の中にあって従来のにもやはり競馬摩搦まではいかないうでしようけれども開放が迫られる情勢も来るんじゃないかと思ひますが、そういう点についての状況と、当然競馬の開放を行えば軽種馬生産地は少なからず影響を受けると思ひますが、近年の軽種馬輸入状況、今後の対策はどのようなものが適当と考へておられるのか、これが一つ。

現在、外国産馬が出場できる混合レースは全競走の二二%、重賞レースでは四四%にも達しているようでありますが、外国からの開放要求にこたえた混合レースの増加についてはどう考へているか、これが一つ。このまづ二点お尋ねします。

○政府委員(岩崎充利君) 我が国の軽種馬の輸入状況でございますが、最近までの円高傾向なり近年の景気的好調あるいは競馬の隆盛というふうなことから、昭和六十一年以降大きく増加しております。元年度では二百五十一頭が輸入されております。

今後の競馬の開放問題、いわゆる外国産馬に係る制限問題でございますが、世界的な潮流となっておりまして競馬の国際化の実情なり、充実したレースを築きたいというファンの要望等にも配慮をしながら、さらに国内生産との調和を図りつつ、関係団体とも協議をしながら、先ほどちょっと先生がお話しになりました混合レースの段階的な制限につきましても対応していくというふうに考へております。

○橋本孝一郎君 配当率のことでもちょっとお尋ねしたいと思ひます。

現在の控除率二五%は高過ぎるという意見に対して、諸外国の例を引き合いに出して決して高くないというのが今までの御答弁なのであります。例えば日本の控除率に近いドイツの売上高といふのは三千八百六十億、フランスでは六千七百五十二億、これは八八年の調査であります。これに対して日本は、既にもう午前中にも出ておりましたように、平成二年度においては史上初の三兆円という、これはもう全然スケールが違つて

あります。スケールメリットが違つてわけであります。それから、単に外国の控除率と比べて高くないという意見は成り立たないと思ひます。ですから、いかに高くないか、これが一つ。

○政府委員(岩崎充利君) 控除率そのものはそれぞれ各国の事情等によりましてかなり大きく違つております。我が国の二五%、高いものから低いものもある。ただ、先生御指摘のようにスケールメリット等のお話もございしますが、我が国の場合は控除率というものが公営競技全体を通じて基本的枠組みというところで位置づけられておりました。他の公営競技等との問題とも関連いたしまして、公営競技に通じる全体としての検討課題であるというふうな受けておる次第でございます。

そういうことで、今回の法律改正ということの中ではこれについては触れておりません。ただ、先生御指摘のように、これだけ中央競馬会に剰余金が出ておるといふことの中で、何とかファンへ還元していくという方途を考へていかなるべきではないかというところもございまして、いろいろ議論がありましたが、剰余金の一部を活用して単複に限りまして必要な場合にそれをファンへ還元するということを開いたという次第でございます。

○橋本孝一郎君 ファンに対するサービスというのは、設備の整備だとかあるいは配当率を動かすというところいろいろありますけれども、今回のファンサービスの充実の観点から単複式及び複勝式の的中者に対し特別給付金が支給されること提案されました。これは投票の中ではわずかに五%しかない、いわゆる少数派だと思ひます。売り上げの多くを占める連勝複式も対象とすべきではないかという、これは他の公営競技とのバランス上、この方式がとられたと思ひますが、競艇とかあるいは競輪にもそれぞれ持つ魅力から根づいたファンがいるわけでありまして、競馬の配当率が少し上がったからといって、他の公営競技に与える影響は少ないと考へますけれども、むしろ互いの公営競技がいわゆるファンサービスを競い合つていくということも必要だと思ひます。

が、その点についてどのようにお考えですか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(近藤元次君) この問題、私もさまざまなどころから控除率をもう少し低くしろ、いわば馬券を買って当たった人にも少し余計よこせ、こういう意見が世にたくさんあることは承知をいたしておるわけでありまして、一つは地方競馬と中央競馬と分かれておるのには日本だけでございまして、幾つかわが国にはあるかもしくはないけれども、主要国ではとにかく日本だけが中央、地方と分かれておるわけでありまして、中央競馬は大変経営的にも安定をしておりますけれども、地方競馬は決して安定をした状態ではございませんので、むしろ競馬産業全体を監督しておる立場からすれば、もう少し地方競馬にも力をつけていかなければ、先ほどお話がございしましたけれども、中央競馬が五%単複に出して、単複はほかの競技に余り影響ない部分に対して出させていたわけですが、さあ地方競馬がそれじゃその実力があるかという実力のないところもございまして、この程度でひとつとめさせていたでいて、地方競馬にも力をつけて、またそういうことに努力をしていくことが競馬産業全体を安定させていくことでもござい

ます。

それともう一つは、私も素人でありましてけれども、今の競馬的中というのを考へると、その人に金がいっぱいというだけであつて、もうちょっと中身を変えてその当たる人がいっぱいになるというふうなことの種類ができたときには、私は二五%を真剣に考へてもいいんじゃないかと思ひます。今のこの単勝、連勝、複勝だけで還元をするのでは、当たっている人に金がいっぱいというだけのこと、もう少し当たる人がいっぱいになるというふうなことを期待しておる人もいます。それではないかと、私の勝手な判断でありますけれども、そんな気持ちで実は今回このようになとにさせていたということも理解をしていただきたいと思います。

○橋本孝一郎君 配当について十円未満の払い戻しをしない問題についてですが、この部分が平成元年度では中央競馬で百十八億円、地方競馬は四十五億円に達しております。この切り捨てに対する批判がファンの間にもありますが、本改正を機にファンの意向を考慮した措置がとられるべきでなかつたかと思ひますけれども、やらなかつた理由についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 端数切り捨ての処理につきましても、国、地方公共団体等の債権債務管理上の原則になつておるのが一つございします。それから、他の公営競技におきましても同様の取り扱いとなつておるということから、現状維持はやむを得ないということでもそのまゝにいたしております。

ただいま先生御指摘のように、その場合に収入金になるわけでございますが、これらにつきましても主権者におきまして競馬場スタンドの整備なり、テレビやラジオ等によりまして情報の提供など各種のファンサービスを行つておりました。これらを通じてファンへの実質的な還元を行つていきたいというふうな考へておる次第でございます。

○橋本孝一郎君 競馬の開催回数です。これはもう既に述べたかと思ひますが、ちょっと違つたところもありませんので、お尋ねしておきたいと思ひます。

現在、中央競馬の競馬場は十二カ所、開催回数は三十六回、開催日数は二百八十八日以内とすることが法律で決められております。これは今回省令で定めることとしたわけでありまして、競馬を開催してない地域の声とでもいうんでしようか、地域の活性化や競馬レースそのものを見たという立場からの競馬場を新設してほしいという要望があるというところでありますが、これはどのように定めるつもりなのか。現行の十二カ所以外の場所にも競馬場を定める予定はあるのかどうか。また回数等の増加の要望もあると聞いておりますけれども、どうするおつもりか、ひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(岩崎充利君) 今回、上限を法律で十二カ所以内ということで省令で競馬場を書くことにいたしました。省令では、現在中央競馬の競馬場として使用されている札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、また小倉の各競馬場を規定する見込みでございます。ただ宮崎と横浜につきましては地方からの競馬開催の要望があり、競馬再開に伴う諸問題がすべて解決された上、実際に競馬を開催することが決まれば、これは省令に追加することもあり得るのではないかと、今言った十カ所につきまして規定したいというふうに考えております。

それから、それ以外の競馬場かどうかということにつきましては、現実にはなかなか宅地化が進んでおるとか、新設競馬場の場所の選定とか、あるいは地元の調整等々、競馬場の新設には非常に種々の困難な問題が発生するということもありまして、またいろいろな面で、現在の開催規模とか競走馬の資源とかその他のいろいろな問題があるということで、実際にはなかなか難しいのではないかと、いうふうに考えている次第でございます。

それから、開催回数の問題も今回やはり同じように省令という形にいたしました。現実には今後の特段の事情の変化がない限り現状以上にふやすという考えはございません。

○橋本孝一郎君 自身も競馬をやったことないのでわかりませんが、いわゆるレジャーという限りにおいては、競馬場というのはあれだけ広いスペースを持つわけでありまして、競馬場のもっとレジャーランド化ということも考えてもいいんじゃないかという気がするわけです。そういう意味からしてそういうことをお尋ねしたわけなんですけれども、既設のものに対するレジャーランド化と、新設していくものがあるとするならば、レジャーランド的な要素を持たなきゃだめだというぐらいにしておかないと、たまたまゆるる勝ち負けだけを主体にするようなものじゃなくて、もっとそういう広い意味でのレジャーランド

にして、まさに健全なレジャーと言えるようなものにしていく。どっちも勝った負けただけの行かぬでもやれるような時代になってきておるわけですから、そういう面でもひとつお尋ねしたわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 私は、御質問を申し上げる前に、次のことを明らかにしておきたいと思っております。まずそのことは、私自身スポーツを愛好しております。次に、きょうの疲れをいやし、あすの活力を養うという真のレクリエーションを愛好しております。常に青少年の健全育成ということに重大な関心を持っております。そして、幸か不幸か知りませんが、我が沖繩には競馬の歴史がございます。競馬場もありません。ただし、二百メートルを折り返す直線の乗馬と、これは馬場と言っておりますが、それがございまして。

それで、けさ早朝来皆さんの御質問を非常に興味深く聞いておりましたが、このような日本の競馬とは関心の薄い沖繩でありますけれども、人馬一体、馬の心と人間の心が溶け合う、この心はどこの人にも劣らないという自信を持っております。そのことが沖繩のことわざ、きょうも実はちよっと出ましたが、ソーマステイシリ、チュヤヒラテイシリ、これは沖繩の方言でございます。馬の心は乗って知れ、人の心はつき合って知りなさい、こういうことわざがございますが、このことから馬と沖繩の人間という、さらに、戦争中のことを思い出したくもありませんけれども、あの第二次大戦の中においても人馬一体の心が歌われた、いわゆる愛馬進軍歌であります。その愛馬進軍歌をつくったのが沖繩の新城青年でございます。こういうことから非常に馬に対する愛着を持っております。

こういう心を持ってひとつお尋ねしたいことは、今回の馬主の登録制度と調教師あるいは騎手の免許制度の厳格化が図られることとなるが、今回の厳格化措置、特に馬主の登録制度の厳格化に

よってどのように競馬の公正確保が図られていくのか、政府の認識を改めて伺いたいと思っております。

○政府委員(岩崎充利君) 特に、馬主というお尋ねでございますが、馬主は競馬を施行する上で最も重要な要素であります。馬を競走に出走させる立場に立つということから、競馬の健全な展開、発展を図るためには、競馬の公正確保を害するおそれがある者はやはり馬主登録を受けることができないということにする必要があるということでございます。

今回の改正では、馬主の登録資格事由を省令に委任いたしますが、欠格事由をきめ細かく網羅的に規定することによりまして馬主登録をより厳格にするということにいたしてございまして、それによりまして一層競馬の公正確保が図られるというふうに考えておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 人間が知識を修得して人間らしい人間になっていく道は、特に戦後、視覚教育というものが強調されております。いわゆる目、味覚、口、聴覚、耳、この三つの門から人間は知識を修得する、これを強調されて今もおるわけでありまして、その点から沖繩の青少年がこれであるのかと非常に心配を抱いております。勝馬投票券の発売の一つとして、本年四月二十日から在宅パソコン方式による勝馬投票券の発売が試験的に始まったが、この在宅パソコン発売は勝馬投票券の購入が禁止されておる学生生徒及び未成年者が簡単に勝馬投票券を買えるようになる可能性があることが、その問題になる点であります。

近年、学生生徒及び未成年者の勝馬投票券購入がふえておるとも言われており、青少年の健全育成の観点からその防止に十分な対策を講じなければならぬが、在宅パソコン方式による勝馬投票券の発売がこれから拡大していけば、学生生徒、青少年の勝馬投票券購入を防止していくことが非常に困難になるのではないかと懸念されます。政府は、在宅パソコン方式による勝馬投票券の発売についてどのように考えておられるのか、承り

たいと思います。

○政府委員(岩崎充利君) パソコン等を利用した電話投票につきましては、従来の電話投票と同様に、のみ行為の抑制なり場外発売所の混雑緩和とか、遠隔地のファンへのサービスに有効であると考えられるために、平成三年四月から、先生ただいま御指摘のように、試験的に実施いたしました。今後の導入を検討しておるものでございまして、その利用は競馬会の審査を経た加入者しか利用できないために、私どもとしては青少年の健全育成には影響を与えない、また影響を与えないようにすべきであるというふうに考えておる次第でございます。

具体的防止策でございますが、加入に当たりましては、従来の電話投票と同じように、希望者が競馬法の規定によりまして勝馬投票券を購入できる者であるかどうかを厳重にチェックした上で、加入手続を行う。それから実際の投票に際しては、加入者ごとの加入者番号、それから暗証番号がわからなければ投票することができないというふうにする。競馬会と加入者の間の約定の中で、加入者本人以外には使用できないこと、また暗証番号は他人に漏らさないこととされておることで、これに違反した場合には契約は解除するというようにいたしてございます。

さらに、端末機を使用するということから、競馬会の電算機と通信するためには、加入者の個人専用のソフトであるICカード等が必要でありまして、このICカード等は競馬会と加入契約を結んだ者しか購入することができないというふうなことから、未成年者が購入するということが不可能であるというふうに考えておりますが、さらに私どもも先生の御指摘を踏まえながら、一層そういう点に留意するように、中央競馬会を指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 その施設ができた場合、それは一応は大人中心の家庭にということになります。ところが、留守家族になりますと、中学生の

子供、高校の生徒になりますと、それを乱用とい
いますか、知らないうちに、こういうことが考
えられるんですね。こういうことも十分配慮を願
って、徹底させていただきたい。

次に、場外馬券発売所の設置について、これま
でも各地で反対、賛成をめぐって、今日まであつ
たわけですが、いろいろな問題が起きておる。そ
れが地域の大きな問題となつておる例も御承知の
とおりであります。

場外馬券発売所は、地元住民にとって迷惑施設
であるので、その設置については、地域との調整
を十分行なわなければならないが、具体的にどのよ
うな手順、手続を経て調整をされるのかというこ
の問いであります。先ほど来も真剣な御質問があ
りまして、その点大臣の、あらゆる角度から検
討して配慮すると、こういうさき一言がありまし
たので、それを信じて次に移りたいと思いま
す。

次に、聞くところによりますと、場外馬券発売
所の具体的な設置基準がないようであります。設
置基準がないということは、問題を起す余地が
ますます広がるということになりかねないのであ
ります。そこで、設置基準をつくつたらどうか
うかと思ひますが、政府の見解をお尋ねしたいと
思ひます。

○政府委員(岩崎利雄) 場外馬券売り場の設置
でございますが、競馬法施行令第二条の規定に基
づきまして、これは農林水産大臣の承認を受けな
ければならない。申請を受けた後に、競馬会によ
る地域社会との調整状況を踏まえながら、近隣の
土地利用の状況等を検討の上、承認の可否を決定
するということになっております。

近隣の土地利用の状況等の検討に際しまして
は、文教施設とか住宅地区との位置関係とか、学
校施設の主たる通学路との関係ということ等々に
つきまして精査することになります。具体的には、
設置予定の場外馬券売り場の規模の大
小、あるいは来場するファンが利用する交通手段
とか、設置後におきます開催当日の周辺の警備員

の配置状況等、非常に個別ごとに違つてい
う状況の中で、それぞれ申請が出てきた段階で、
個別具体的に私どもとしては検討していくとい
うことでございます。

ただ、最近におきます種々の状況等もございま
すので、今後大臣からお話がありましたように検
討を進めてまいりたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君 人間には自由を求める特権があ
ります。それにこたえていくことが政治であり
行政である。ところが、いかなることをなすに
つきましても、ささやかな私の経験からしまし
ても、必ず物事をなすにはメリットとデメリット
がある。この調和をどう調整していくかというこ
とが政治であり行政であると私は信じております。

そういう基本的な考え方に立つて、ぜひあつては
しいのは、排除の論理に立たず、温かく迎える
ということが大事なことでないでしょうかと私は
思つております。あらゆる角度から検討して、そ
して排除の論理ではなく、努めて人間の欲求とし
て、子供は子供、大人は大人なりに、お年寄りは
お年寄りなりに、それぞれ自己を高めていくとい
う、これが人生の旅路だと私は思つておりま
す。そういう観点からひとつ十分に御検討をお願
いしたい。

最後にお尋ねしたいことは、中央競馬会の剰余
金の活用について、先ほど沖繩には競馬の施設も
ない、歴史もない、こう申し上げましたが、とこ
ろが、畜産振興という一点に結んでいます。沖
繩は非常に馬を、畜産を重視して、そしてこれか
らの沖繩の開発においても、亜熱帯地における唯
一の沖繩として畜産が有望だと、こう言われてお
るのであります。

それで最後にぜひ大臣にお願ひしたいのは、こ
れから日本中央競馬会に発生する剰余金を競馬の
本来の趣旨である畜産の振興にいかにつ役立てて
いくか、またこれだけの競馬人気を支えているファ
ンに還元していくかが問題であるわけなんです。

今回、日本中央競馬会の国庫納付金から畜産業
の振興のために必要な経費に充てられるものの範

囲が拡大され、営農環境の確保あるいは農林畜水
産業に関する研究開発であつて、畜産の振興に資
するものに必要な経費を追加するとともに、今後
発生する剰余金を有効活用するために、沖繩県に
は競馬及び場外施設もありませんが、中央競馬会
の剰余金を活用した畜産振興は、競馬場または場
外施設の有無にかかわらず実施すべきであると思
えておるわけでありまして、どうかこのことを大
臣からぜひお約束のお言葉をお聞きしたい。

もう一つは、あの附則を見ますと、第三の附則
に、「競馬会は、当分の間、農林水産大臣の認可
を受けて、云々とございましてね。『当分の間』とい
うその見通しはどういうことなんでしょうか、あわせ
てその二つをお尋ねして私の質問を終わります。

○国務大臣(近藤元次君) 「当分の間」というの
は、剰余金の問題ではなくて特別給付金の問題で
ございまして、畜産振興と直接関係のないこと
でございまして、その理解をいただきたいと思
ひます。

中央競馬会の剰余金について畜産振興に使え、
こういうお話と、沖繩には競馬場も場外馬券売り
場もないけれども、それを差別をするとか区別
をするなどという御心配のお尋ねのように聞いたわ
けであります。そういうことは全くございませ
ん。もう中央競馬会法ができて以来主たる目的の
一つに畜産振興というものが今日まで入つてきて
おるわけでありまして、なお、今回の剰余金につ
いても主たる目的の一つでありますので、十分畜
産振興に使うようにさせていただきますと思ひま
す。防衛庁の危機対策とは違ひますので、そうい
う意味合いでは、そういうことのあるなしにか
わらず、傾斜配分をするようなことは考えており
ませんので御心配なくひとつよろしく御理解いた
だきたいと思ひます。

○委員長(吉川博君) 他に御発言もなければ、質
疑は結局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

本案の修正について林君から発言を求められて
おりますので、この際、これを許します。林君。
○林紀子君 私は、競馬法及び日本中央競馬会法
の一部を改正する法律案に対し修正の動議を提出
いたします。その内容は、お手元に配付されてお
ります案文のとおりです。

その趣旨と提案理由について御説明申し上げま
す。

修正案の内容は、中央競馬の競馬場名並びに開
催回数、一回の開催日数及び一日の競走回数に
関する規定を、従来法文上に明記されていたにか
かわらず省令事項にゆだねることとなっております
が、これでは国会を通さず開催回数などを拡大で
きる仕組みをつくることになり、競馬の健全化並
びにスポーツとしての節度ある取り扱いに支障を
来しかねないものと言えます。現に、従来から省
令事項にゆだねられていた競艇や競輪では、施設
の改善や国際花と緑の博覧会のためなどの理由か
ら開催規定などを拡大しています。

さらに、地方競馬においては、その設置、運営
に当たっては地方自治体の議会の議決を経なければ
ならないとされております。したがって、中央競
馬が唯一のいわゆる国営競技であり、かつ国庫納
付金を義務づけられていることからいっても、中
央競馬の競馬場の数及び開催日数などに関する基
本事項を法定化しておくことは当然の措置と考え
ます。

以上が修正案の内容と提案理由です。
何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同を賜り
ますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川博君) これより原案並びに修正案
について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。――別に御意見もなければ、討論は終局
したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、林君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川博君) 少数と認めます。よって、林君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川博君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、谷本君から発言を求められておりますので、これを許します。谷本君。

○谷本君 私は、ただいま可決されました競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

競馬が畜産の振興等に果たす役割の重要性にかんがみ、今後においても、競馬の有する社会的影響力、国民世論の動向等に配慮しつつ、さらに、その社会的地位付けを高め、健全な運営を通じてその発展を図る必要がある。

よって政府は、競馬の制度及び運営の在り方について引き続き検討を行うとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 競馬運営において公正の確保が最も重要であることにかんがみ、馬主登録制度並びに調教師及び騎手の免許制度を更に厳格なものとし、

平成三年五月十八日印刷

し、一層の公正な運営に万全を期すること。

また、いわゆるクラブ法人馬主の登録に当たっては、その組織・運営を十分把握して、適正を期するよう指導すること。あわせて、調教師と厩務員等との労務関係の改善に配慮するよう指導すること。

さらに、中央競馬及び地方競馬の交流が更に進展する状況にあることに対処し、各々の競馬における登録、免許制度の在り方を検討すること。

二 競馬の健全な発展を図るため、財政的に恵まれていない地方競馬主催者に対して施設整備等のための支援を行うとともに、中央競馬と地方競馬の相互協力が一層図られるよう指導すること。また、地方競馬の経営の現状にかんがみ、地方競馬全国協会の円滑な運営を確保することを含め、長期的視点に立つて計画的に地方競馬の経営基盤が強化されるよう指導すること。

なお、場外馬券発売所の相互利用の実施に伴い、その利用形態に変化が生じ周辺住民に影響が及ぶおそれがある場合には、改めて地域社会との調整を十分に行うよう指導すること。

三 ファンサービスの一層の充実を図る等の観点から、競馬施設への来場者の利便性の確保と周辺環境を改善するための対策を拡充するよう指導するとともに、控除率の在り方及び端数切捨金の取扱について、他種公営競技との関係を含め、更に検討を続けること。

また、払戻金及び返還金の債権の時効の短縮を行うに当たっては、そのことがファンサービスの低下につながることはないよう周知徹底につき指導すること。

四 国庫納付金の使途拡大に当たっては、総合的な見地から畜産の振興に資するよう努めるとともに、国庫納付金が、畜産の振興及び社会福祉の向上に貢献していることにつき、国民一般の理解が深まるよう努力すること。また、

平成三年五月二十日発行

た、日本中央競馬会の益金の活用については、特別振興資金の交付業務が厳正かつ公正に運営されるよう指導すること。

五 競馬場の数、競馬開催日数については、当面、現状の水準を維持することとし、特別登録料の引上げについては、その及ぼす影響を十分に踏まえつつ対処するよう指導すること。

六 場外馬券発売所の設置に関し、各地域に種の問題を残している一方、馬券購入の利便性確保の要望が増加し、また、いわゆるノミ行為の防止が緊急の課題となっている現状等にかんがみ、その設置基準等をより明確なものにするため、早急に学識経験者等による検討を行うこと。

なお、パソコン利用等による在宅投票については、青少年に与える影響に十分配慮して取り扱うよう指導すること。

七 軽種馬生産が特定地域における産業として果たす役割の重要性にかんがみ、軽種馬生産・経営の安定等を図るため、今後とも、計画的な生産を進め、あわせて、市場取引の推進、馬の資質向上等強い馬づくりのための対策を講ずるほか、競走番組の編成等に当たっては、国内生産との調和に十分配慮するよう指導すること。

また、近年の国民の余暇の増大に対応し、乗馬の普及などを含めた馬事の振興に努めるよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川博君) ただいまの谷本君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川博君) 全会一致と認めます。よって、谷本君提出の附帯決議案は全会一致をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、近藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。近藤農林水産大臣。

○国務大臣(近藤元次君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしましたので、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川博君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

〔参照〕

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に対する修正案
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条中第二條及び第三條の改正規定を削る。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局